

○国土交通省告示第千五百七十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第二条第一項及び第二項、第十五条第二項、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第四項及び第六項、第十八条第一項から第四項まで、第三十条第一項、第四十四条第四項、第四十八条第二項、第五十八条並びに第六十五条第一項、道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第一号イ、第二号、第四号及び第五号（これらの規定を同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第一号イ、第二号、及び第四号並びに自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）第四条第一項、第五条第二号から第四号まで及び附則第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、法第75条の2第1項の規定により型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少量の自動車を除く。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び国土交通大臣が定める自動車をいう。</p> <p>二～十七 （略）</p> <p>(長さ、幅及び高さ)</p> <p>第6条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置、側面周辺監視装置（次に掲げる装置であって車体の側面に取り付けられるものをいう。以下同じ。）（その突出量が保安基準第2条第2項第3号及び第4号に定める突出量を超えないものに限る。以下この号において同じ。）及びたわみ式アンテナに</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、法第75条の2第1項の規定により型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少量の自動車を除く。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車、<u>製造過程自動車の型式認定に関する規程（平成26年国土交通省告示第120号）</u>第2条第1項の規定により認定を受けた自動車及び国土交通大臣が定める自動車をいう。</p> <p>二～十七 （略）</p> <p>(長さ、幅及び高さ)</p> <p>第6条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置（保安基準第2条第2項に規定する後方等確認装置をいう。以下同じ。）、保安基準第44条第5項の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装</p>

については、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

イ 側方衝突警報装置

ロ 保安基準第2条第2項第4号に掲げる装置

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。

一 （略）

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備えるもの（別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4.6.4.4.による中央部に備えるものを除く。第22条第4項第12号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 （略）

3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置にあつては、取り付けられた状態

5 保安基準第2条第2項第4号の告示で定める装置は、自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置（以下「周辺監視装置」という。）とし、同号の告示で定める突出量は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める突出量とする。ただし、当該各

置及び保安基準第44条第5項の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

（新設）

（新設）

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。

一 （略）

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（細目告示別添52 4.6.4.4.による中央部に備えるものを除く。以下第22条第4項第9号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 （略）

3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置にあつては、取り付けられた状態

（新設）

号に定める突出量を超えて突出する場合において、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が、保安基準第2条第1項に規定する幅を超えない場合は、この項の規定は、適用しない。

- 一 側方衝突警報装置を備える自動車 その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

(走行装置)

第11条 (略)

2 (略)

3 自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準及び自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し、保安基準第9条第3項の告示で定める基準は、次の各号及び第5項に掲げる基準とする。

一 (略)

二 保安基準第9条第2項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。)であって乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5t以下の被牽引^{けん}自動車を備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ(競技用車両に取り付けられるものとして当該競技用に設計されたものを除く。) 協定規則第30号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第22改訂版の規則3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。)

ロ～ニ (略)

三 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊

(走行装置)

第11条 (略)

2 (略)

3 自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準及び自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し、保安基準第9条第3項の告示で定める基準は、次の各号及び第5項に掲げる基準とする。

一 (略)

二 保安基準第9条第2項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。)であって乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5t以下の被牽引^{けん}自動車を備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ(競技用車両に取り付けられるものとして当該競技用に設計されたものを除く。) 協定規則第30号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第21改訂版の規則3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。)

ロ～ニ (略)

三 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊

自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える空気入ゴムタイヤ(次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。)に関し、保安基準第9条第2項及び第3項の告示で定める基準(前号に掲げる基準を除く。)は、協定規則第117号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第12改訂版の規則4.(4.3.及び4.4.を除く。)及び6.(6.1.及び6.3.にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。)に限る。)に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合(法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。)以外の場合にあっては、協定規則第117号第2改訂版補足第12改訂版の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号第2改訂版補足第12改訂版の規則8.3.及び8.4.の規定に適合する構造であればよいものとする。

イ～ホ (略)

4～6 (略)

(かじ取装置)

第13条 (略)

2 自動車(次項の自動車を除く。)のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。第91条第2項において同じ。)に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能(同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並びに2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。)に係るものを除く。)については、同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。

3～5 (略)

自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える空気入ゴムタイヤ(次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。)に関し、保安基準第9条第2項及び第3項の告示で定める基準(前号に掲げる基準を除く。)は、協定規則第117号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第11改訂版の規則4.(4.3.及び4.4.を除く。)及び6.(6.1.及び6.3.にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。)に限る。)に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合(法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。)以外の場合にあっては、協定規則第117号第2改訂版補足第11改訂版の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号第2改訂版補足第11改訂版の規則8.3.及び8.4.の規定に適合する構造であればよいものとする。

イ～ホ (略)

4～6 (略)

(かじ取装置)

第13条 (略)

2 自動車(次項の自動車を除く。)のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.及び6.に限る。第91条第2項において同じ。)に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並びに2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。)に係るものを除く。)については、同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。

3～5 (略)

(制動装置)

第15条 (略)

2 (略)

3 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの(次項から第6項までの自動車を除く。)には、協定規則第13H号の技術的な要件(同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第13H号の技術的な要件(同規則改訂版補足改訂版附則6に限る。)に適合するものに限る。)、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(協定規則第140号の技術的な要件(同規則補足第4改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。)に適合するものに限る。)及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(協定規則第139号の技術的な要件(同規則補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。)に適合するものに限る。)を備えることとする。

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。)には、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車(欧州連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。)には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第5改訂版附則3の規則9.に限る。)に適合するものに限る。)を備えることとする。

5~7 (略)

8 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供す

(制動装置)

第15条 (略)

2 (略)

3 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの(次項から第6項までの自動車を除く。)には、協定規則第13H号の技術的な要件(同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第13H号の技術的な要件(同規則改訂版補足改訂版附則6に限る。)に適合するものに限る。)、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(協定規則第140号の技術的な要件(同規則補足第3改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。)に適合するものに限る。)及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(協定規則第139号の技術的な要件(同規則補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。)に適合するものに限る。)を備えることとする。

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。)には、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車(欧州連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。)には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足改訂版附則3の規則9.に限る。)に適合するものに限る。)を備えることとする。

5~7 (略)

8 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供す

る自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5 t以下のものには、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、協定規則第152号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。第93条第9項において同じ。）に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

9 （略）

（燃料装置）

第18条 （略）

2 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、前項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る）の規定は適用しない。

一 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

る自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5 t以下のものには、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、協定規則第152号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.及び6.に限る。第93条第9項において同じ。）に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

9 （略）

（燃料装置）

第18条 （略）

2 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、前項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る）の規定は適用しない。

一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。以下この項及び第96条において同じ。）及び協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.及び9.6.に限る。）に適合すること。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）に適合すること

三 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5 tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5 tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあっては、協定規則第153号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.2.1.（5.2.1.3.から5.2.1.5.を除く。）に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

四 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

五 自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.3.6.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

六 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条 （略）

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8 tを超え3.5 t未満の自動車に限る。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件に適合すること。

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車（車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8 tを超える自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る。）に適合すること。ただし、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）に適合する場合にあっては、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る。）に適合することを要しない。

四 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

五 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第7改訂版の規則5.3.6.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

六 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条 （略）

2・3 (略)

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）に限る。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあつては、協定規則第153号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.2.1.（5.2.1.1.及び5.2.1.2.を除く。）に限る。）に適合すること。

2・3 (略)

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、協定規則第34号に定める方法（同規則第3改訂版補足第2改訂版の附則4（2.7.2.を除く。）に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるの

三 (略)

四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量3.5 tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版附則3の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

五 (略)

5・6 (略)

(電気装置)

第21条 (略)

2 (略)

3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第155号の技術的な要件（同規則の規則7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

4 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.2.に限る。）に定める基準とする。

5 (略)

6 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V（実効値）を超え1,000V（実効値）以下の

は「この場合において、測定方法は協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5の1.及び2.に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

三 (略)

四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量2.5 tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版附則3の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

五 (略)

5・6 (略)

(電気装置)

第21条 (略)

2 (略)

3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、別添120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に定める基準とする。

4 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、別添121「プログラム等改変システムの技術基準」に定める基準とする。

5 (略)

6 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V（実効値）を超え1,000V（実効値）以下の

ものに限る。第99条及び第177条において同じ。)を備えた自動車に限る。)及び次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車(保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。)については、協定規則第137号の技術的な要件(同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.2.8.に限る。第99条において同じ。)に定める基準とする。

二 自動車(保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。)については、協定規則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.2.8.に限る。以下この条及び第99条において同じ。)に定める基準とする。

三 自動車(保安基準第18条第4項各号(第6号を除く。))に掲げる自動車を除く。)については、協定規則第95号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5.3.7.に限る。以下この条及び第99条において同じ。)に定める基準とする。

四 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車(車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車については、協定規則第153号の技術的な要件(同規則補足改訂版の規則5.2.2.に限る。第99条において同じ。)に定める基準とする。

五～七 (略)

ものに限る。第99条及び第177条において同じ。)を備えた自動車に限る。)及び次の各号に掲げる基準とする。

一 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量が2.8tを超え3.5t未満の自動車に限る。)については、協定規則第137号の技術的な要件(同規則改訂版補足第2改訂版の規則5.2.8.に限る。第99条において同じ。)に定める基準とする。

二 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が2.5tを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、協定規則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足改訂版の規則5.2.8.に限る。以下この条及び第99条において同じ。)に定める基準とする。

三 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、協定規則第95号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第7改訂版の規則5.3.7.に限る。以下この条及び第99条において同じ。)に定める基準とする。

四 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。)については、別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.に定める基準とする。

五～七 (略)

(車枠及び車体)

第22条 (略)

2 (略)

3 次に該当する車枠及び車体は、前項第4号の基準に適合するものとする。

一 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備えるタイヤであって、協定規則第30号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第22改訂版の規則3.(3.2.を除く。))及び6.に限る。第100条及び第178条において同じ。)に適合するもののサイドウォール部の文字、記号並びに保護帯及びリブの突出にあつては、突出していないものとみなす。

二・三 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(同号ただし書に規定する自動車を除く。)にあつては、この限りでない。

一～十一 (略)

十二 方向指示器のうち自動車の両側面に備えるものであつて最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器若しくは高さ2m以下に取り付けられた側面周辺監視装置が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし

(車枠及び車体)

第22条 (略)

2 (略)

3 次に該当する車枠及び車体は、前項第4号の基準に適合するものとする。

一 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備えるタイヤであつて、協定規則第30号の技術的な要件(同規則第2改訂版の規則3.(3.2.を除く。))及び6.に限る。以下第100条及び178条において同じ。)に適合するもののサイドウォール部の文字、記号並びに保護帯及びリブの突出にあつては、突出していないものとみなす。

二・三 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(同号ただし書に規定する自動車を除く。)にあつては、この限りでない。

一～十一 (略)

十二 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであつて最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部

、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあつてはこの限りでない。

5～7 (略)

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に限る。第100条において同じ。）に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車のうち型式の指定等を行う場合以外の場合に該当する自動車とする。

9 車枠及び車体のオフセット衝突（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突するものをいう。以下同じ。）時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に限る。第100条において同じ。）に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車のうち型式の指定等を行う場合以外の場合に該当する自動車とする。

10 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.（5.3.6.から5.3.7.を除く。）に限る。第100条において同じ。）に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車のうち型式の指定等を行う場合以外の場合に該当する自動車とする。

11 (略)

12 保安基準第18条第5項第2号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549：1999に規定する着座方法により座席に着座させた場

に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあつてはこの限りでない。

5～7 (略)

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に限る。第100条において同じ。）に定める基準とする。

9 車枠及び車体のオフセット衝突（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突するものをいう。以下同じ。）時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に限る。第100条において同じ。）に定める基準とする。

10 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第7改訂版の規則5.（5.3.6.から5.3.7.を除く。）に限る。第100条において同じ。）に定める基準とする。

11 (略)

12 保安基準第18条第5項第3号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549：1999に規定する着座方法により座席に着座させた場

合における人体模型のH点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

13～17 （略）

（乗車装置）

第26条 （略）

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第4改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

3～5 （略）

（座席ベルト等）

第30条 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一 協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二 （略）

2 座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）の強度、取付位置等に関し保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版補足改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合に

合における人体模型のH点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

13～17 （略）

（乗車装置）

第26条 （略）

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

3～5 （略）

（座席ベルト等）

第30条 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一 協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二 （略）

2 座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）の強度、取付位置等に関し保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）に定める基準とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合に

において、協定規則第14号第9改訂版補足改訂版の規則5.4.2.4.の規定にあつては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版補足改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあつては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。

一 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。以下この条及び第108条において同じ。）に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版補足改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準

二 （略）

4 座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）に定める基準とする。

5～7 （略）

8 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第4項において準用する同条第3項の告示で定める基準は、第4項に定める基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。）は適用しない。

9 （略）

において、協定規則第14号第9改訂版の規則5.4.2.4.の規定にあつては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあつては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。

一 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。以下この条及び第108条において同じ。）に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準

二 （略）

4 座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）に定める基準とする。

5～7 （略）

8 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第4項において準用する同条第3項の告示で定める基準は、第4項に定める基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。）は適用しない。

9 （略）

10 座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

11 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 （略）

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版補足改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五 （略）

（年少者用補助乗車装置等）

第32条 （略）

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第4改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）に定める基準とする。

（自動車の騒音防止装置）

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 （略）

四 二輪自動車は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

10 座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

11 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 （略）

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五 （略）

（年少者用補助乗車装置等）

第32条 （略）

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）に定める基準とする。

（自動車の騒音防止装置）

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 （略）

四 二輪自動車は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

五 (略)

2 (略)

(緊急制動表示灯)

第61条の2 (略)

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 側車付二輪自動車にあつては、別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

第62条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であつて前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であつて後方に表示するものを備えてはならない。ただし、自動車の前部に備える赤色反射物（以下この項において単に「反射物」という。）であつて次の方法により測定した反射性能がいずれも0.02cd/10.76lx以下であるもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後部に備える白色反射物であつて協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第2改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあつては、この限りでない。

一・二 (略)

9～14 (略)

(車両接近通報装置)

第67条の3 車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の7の告示で定める基準は、協定規則第138号の技術的な要件（同規

五 (略)

2 (略)

(緊急制動表示灯)

第61条の2 (略)

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

第62条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であつて前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であつて後方に表示するものを備えてはならない。ただし、自動車の前部に備える赤色反射物（以下第1号及び第2号において単に「反射物」という。）であつて次の方法により測定した反射性能がいずれも0.02cd/10.76lx以下であるもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後部に備える白色反射物であつて協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあつては、この限りでない。

一・二 (略)

9～14 (略)

(車両接近通報装置)

第67条の3 車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の7の告示で定める基準は、協定規則第138号の技術的な要件（同規

則改訂版補足第2改訂版の規則6.に限る。)に定める基準とする。

(後写鏡等)

第68条 (略)

2・3 (略)

4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 第2項の後写鏡(カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものに限る。)にあっては、運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のものに限る。第146条第5項第2号口及び第224条第5項第2号口において同じ。)にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

四 (略)

5・6 (略)

(自動運行装置)

第72条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

則改訂版補足改訂版の規則6.に限る。)に定める基準とする。

(後写鏡等)

第68条 (略)

2・3 (略)

4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 第2項の後写鏡(カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものに限る。)にあっては、運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

四 (略)

5・6 (略)

(自動運行装置)

第72条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 自動運行装置の作動中、施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件（第5条又は第83条の規定を適用する場合にあっては、施行規則第31条の2の2第1項第3号の状況）（以下「走行環境条件」という。）を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は第5号の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

四 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、前号の警報を発するものであること。この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は次号の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

五・六 （略）

七 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は第3号若しくは第4号の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。

八～十三 （略）

十四 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5 t以下のものうち、自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。）にあっては、協定

三 自動運行装置の作動中、施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件（第5条又は第83条の規定を適用する場合にあっては、施行規則第31条の2の2第1項第3号の状況）（以下「走行環境条件」という。）を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は第5号の制御が開始した場合にのみ終了することができる。

四 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、前号の警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は次号の制御が開始した場合にのみ終了することができる。

五・六 （略）

七 自動運行装置又はリスク最小化制御の作動中、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。

八～十三 （略）

十四 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。）にあっては、別添122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」に定める基準に適合するものであること。この場合において、これと同等以上の性能を有するものは、当該基準に適合するものとみなす。

規則第157号の技術的な要件（同規則の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するものであること。この場合において、協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合する自動車であつて、第6号の規定の適用を受けるものは、同号の規定にかかわらず、第3号の警報を發した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は第6号の基準に適合するものとし、協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則5.5.1.に限る。）にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作（路肩に対するものを含む。）を実行することができるものとする。

十五 自動運行装置に備える作動状態記録装置（自動運行装置の機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。以下同じ。）は、次のイ又はロに掲げる自動車の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。

イ 前号の基準に適合する自動運行装置を備える自動車 協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則8.（規則8.4.1.を除く。）に限る。）に定める基準及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.の基準。この場合において、同別添3.3.1.中「3.1.」とあり、及び同別添3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則8.3.に限る。）」と読み替えるものとする。

ロ 自動運行装置を備える自動車（イに掲げる自動車を除く。）
別添123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準

（長さ、幅及び高さ）

第84条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 （略）

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44

十五 自動運行装置に備える作動状態記録装置（自動運行装置の機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。以下同じ。）は、別添123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

（新設）

（新設）

（長さ、幅及び高さ）

第84条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 （略）

四 車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認

条第6項の装置、側面周辺監視装置（その突出量が保安基準第2条第2項第3号及び第4号に定める突出量を超えないものに限る。以下この号において同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き、巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

一 （略）

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備えるもの（第137条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。第100条第4項第10号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 （略）

3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置にあっては、取り付けられた状態

5 保安基準第2条第2項第4号の告示で定める装置は、周辺監視装置とし、同号の告示で定める突出量は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める突出量とする。ただし、当該各号に定める突出量を超えて突出する場合において、側面周辺監視装置の

装置、保安基準第44条第5項の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き、巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

一 （略）

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（第137条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第100条第4項第10号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 （略）

3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置にあっては、取り付けられた状態

（新設）

全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が、保安基準第2条第1項に規定する幅を超えない場合は、この項の規定は、適用しない。

- 一 側方衝突警報装置を備える自動車 その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

(かじ取装置)

第91条 (略)

2 自動車(次項の自動車を除く。)のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能(同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並びに2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。))を除く。)については、同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。この場合において、次に掲げるかじ取装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものとし、協定規則第79号に定める高度運転者支援ステアリングシステムを備える自動車のかじ取装置であつて、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合しないものとする。

一～三 (略)

3～6 (略)

(制動装置)

第93条 (略)

(かじ取装置)

第91条 (略)

2 自動車(次項の自動車を除く。)のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並びに2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。))を除く。)については、同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。この場合において、次に掲げるかじ取装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものとし、協定規則第79号に定める高度運転者支援ステアリングシステムを備える自動車のかじ取装置であつて、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合しないものとする。

一～三 (略)

3～6 (略)

(制動装置)

第93条 (略)

2 (略)

3 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（次項から第6項までの自動車を除く。）には、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版附則6に限る。）に適合するものに限る。）、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（協定規則第140号の技術的な要件（同規則補足第4改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（協定規則第139号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

一～三 (略)

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

2 (略)

3 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（次項から第6項までの自動車を除く。）には、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版附則6に限る。）に適合するものに限る。）、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（協定規則第140号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（協定規則第139号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

一～三 (略)

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

一～三 (略)

5～10 (略)

(燃料装置)

第96条 (略)

2 (略)

3 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けんいん}自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。ただし、第1項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

一 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件に適合すること。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並

一～三 (略)

5～10 (略)

(燃料装置)

第96条 (略)

2 (略)

3 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けんいん}自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。ただし、第1項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8 tを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件及び協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.及び9.6.に限る。）に適合すること。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8 tを超え3.5 t未満の自動車に限る。）であって三輪自動車以外のもの^{もの}にあっては、協定規則第137号の技術的な要件に適合するこ

びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）に適合すること。

三 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあっては、協定規則第153号の技術的な要件に適合すること。

四 （略）

五 自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件に適合すること。

六 （略）

4 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第98条 （略）

2・3 （略）

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第2項各号に

と。

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件及び協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）若しくは別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る。）に適合すること。

四 （略）

五 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件に適合すること。

六 （略）

4 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第98条 （略）

2・3 （略）

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及

掲げる自動車を除く。) には、協定規則第137号の技術的な要件(同規則改訂版補足第3改訂版の附則3に限る。)に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件(同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車(車両総重量が3.5 tを超える自動車を除く。))及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が3.5 tを超える自動車を除く。)に限る。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車には、協定規則第153号の技術的な要件(同規則補足改訂版の規則5.2.1.(5.2.1.1.及び5.2.1.2.を除く。)に限る。)に適合すること。

三 (略)

四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗

びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、協定規則第137号の技術的な要件(同規則改訂版補足第2改訂版の附則3に限る。)に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件(同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、協定規則第34号に定める方法(同規則第3改訂版補足第2改訂版の附則4(2.7.2.を除く。)に限る。)又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件(同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は協定規則第134号の技術的な要件(同規則補足第3改訂版の附則5の1.及び2.に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

三 (略)

四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗

車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量3.5 tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあっては、協定規則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版附則3の規則1、3、及び4に限る。)に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件(同規則補足第3改訂版の附則5に限る。)に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件(同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。

五 (略)

5～7 (略)

(電気装置)

第99条 (略)

2 (略)

3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第155号の技術的な要件(同規則の規則7.3.(7.3.1.を除く。))に限る。に定める基準とする。

4 (略)

5 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.2.に限る。))に定める基準とする。

6・7 (略)

8 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.に限る。)に定める基準(原動機用蓄電池を備えた自動車に限る。)及び次の各号に掲げる基準とする。この場合において、自動車の振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第100号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.1.に限る。)に定める基準に適合するものとみなす。

車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量2.5 tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあっては、協定規則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足改訂版附則3の規則1、3、及び4に限る。)に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件(同規則補足第3改訂版の附則5に限る。)に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件(同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。

五 (略)

5～7 (略)

(電気装置)

第99条 (略)

2 (略)

3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、別添120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に定める基準とする。

4 (略)

5 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、別添121「プログラム等改変システムの技術基準」に定める基準とする。

6・7 (略)

8 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.に限る。)に定める基準(原動機用蓄電池を備えた自動車に限る。)及び次の各号に掲げる基準とする。この場合において、自動車の振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第100号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.1.に限る。)に定める基準に適合するものとみなす。

- 一 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第137号の技術的な要件に定める基準とする。
- 二 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とする。
- 三 自動車（保安基準第18条第4項各号（第6号を除く。））に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第95号の技術的な要件に定める基準とする。
- 四 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5 tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5 tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車については、協定規則第153号の技術的な要件に定める基準とする。
- 五～七 （略）
- 9 （略）
- 10 保安基準第1条の3ただし書により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって次に掲げるものは、保安基準第17条の2第6項の基準に適合するものとする。
- 一 原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられているもの。

- 一 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8 tを超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8 tを超え3.5 t未満の自動車に限る。）については、協定規則第137号の技術的な要件に定める基準とする。
- 二 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が2.5 tを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とする。
- 三 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 tを超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第95号の技術的な要件に定める基準とする。
- 四 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8 tを超える自動車を除く。）については、別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.に定める基準とする。
- 五～七 （略）
- 9 （略）
- 10 保安基準第1条の3ただし書により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって次に掲げるものは、保安基準第17条の2第6項の基準に適合するものとする。
- 一 原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられているもの。

イ (略)

ロ 協定規則第153号の技術的な要件が適用される自動車の原動機用蓄電池パックは、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が65mm以上であるもの。ただし、地上面からの高さが800mmを超える位置に取り付けられた原動機用蓄電池パックにあってはこの限りでない。

ハ (略)

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2～3 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。

一～九 (略)

十 方向指示器のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器若しくは高さ2m以下に取り付けられた側面周辺監視装置が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60シヨア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあってはこの限りでない。

5～7 (略)

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保

イ (略)

ロ 別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックは、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が65mm以上であるもの。ただし、地上面からの高さが800mmを超える位置に取り付けられた原動機用蓄電池パックにあってはこの限りでない

ハ (略)

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2～3 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(同号ただし書に規定する自動車を除く。)にあっては、この限りでない。

一～九 (略)

十 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60シヨア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあってはこの限りでない。

5～7 (略)

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保

安基準第18条第2項の告示で定める基準は、協定規則第137号の技術的な要件に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

9 (略)

10 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であり、かつ、当該車両の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

11 (略)

12 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、協定規則第95号の技術的な要件に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

13・14 (略)

15 保安基準第18条第5項第2号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549:1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点(股関節点)の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

16～22 (略)

安基準第18条第2項の告示で定める基準は、協定規則第137号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

9 (略)

10 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であり、かつ、当該車両の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

11 (略)

12 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、協定規則第95号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

13・14 (略)

15 保安基準第18条第5項第三号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549:1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点(股関節点)の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

16～22 (略)

(座席ベルト等)

第108条 (略)

2・3 (略)

4 座席ベルトの取付装置(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は協定規則第14号の技術的な要件(同規則第9改訂版補足改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第9改訂版補足改訂版の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件(同規則第9改訂版補足改訂版の規則6.4.3.に限る。)に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。

一 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車に備える座席ベルトの取付装置(次号に掲げるものを除く。) 協定規則第14号の技術的な要件(同規則第9改訂版補足改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。)に定める基準

二 (略)

(座席ベルト等)

第108条 (略)

2・3 (略)

4 座席ベルトの取付装置(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、「協定規則第14号の技術的な要件」に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第9改訂版5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件(同規則第9改訂版の規則6.4.3.に限る。)に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。

一 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車に備える座席ベルトの取付装置(次号に掲げるものを除く。) 協定規則第14号の技術的な要件(同規則第9改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。)に定める基準

二 (略)

6～12 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号(同規則第8改訂版補足改訂版の規則2.1.4.に限る。)に定める座席ベルト

三～五 (略)

(自動車の騒音防止装置)

第118条 自動車(被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。)が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 新たに運行の用に供しようとする自動車は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 二輪自動車 協定規則第41号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.(6.3.及び6.4.を除く。))に限る。)に定める基準に適合する構造であること。

ロ (略)

四・五 (略)

2 (略)

3 自動車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める消音器に該当するものでなければならない。

一～三 (略)

四 第1号及び第2号に掲げる自動車以外の自動車(側車付二輪自動車(二輪自動車から改造を行ったものを除く。))、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。) 次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

6～12 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号(同規則第8改訂版の規則2.1.4.に限る。)に定める座席ベルト

三～五 (略)

(自動車の騒音防止装置)

第118条 自動車(被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。)が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 新たに運行の用に供しようとする自動車は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 二輪自動車 協定規則第41号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.(6.3.及び6.4.を除く。))に限る。)に定める基準に適合する構造であること。

ロ (略)

四・五 (略)

2 (略)

3 自動車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める消音器に該当するものでなければならない。

一～三 (略)

四 第1号及び第2号に掲げる自動車以外の自動車(側車付二輪自動車(二輪自動車から改造を行ったものを除く。))、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。) 次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する自動車に備えている消音器

- (1) 二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである自動車
- (2) （略）
- (3) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

（制動灯）

第134条 （略）

2 （略）

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.22.に限る。）に定める制動信号（二輪自動車に備えるものにあつては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.1.17.に限る。）に定める制動信号）を発する場合に点灯する構造であること。

二～九 （略）

4 （略）

ロ 次のいずれかに該当する自動車に備えている消音器

- (1) 二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである自動車
- (2) （略）
- (3) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

（制動灯）

第134条 （略）

2 （略）

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.22.に限る。）に定める制動信号（二輪自動車に備えるものにあつては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.17.に限る。）に定める制動信号）を発する場合に点灯する構造であること。

二～九 （略）

4 （略）

(緊急制動表示灯)

第139条の2 (略)

2 (略)

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。)

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が増した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。)

八・九 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であつて前方に表示す

(緊急制動表示灯)

第139条の2 (略)

2 (略)

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.15.に限る。)

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が増した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.15.に限る。)

八・九 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であつて前方に表示す

るもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備えられた後部白色反射物であって協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第2改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあつては、この限りでない。

9～13 （略）

（自動運行装置）

第150条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 （略）

三 自動運行装置の作動中、施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件（第5条又は第83条の規定を適用する場合にあつては、施行規則第31条の2の2第1項第3号の状況）（以下「走行環境条件」という。）を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は第5号の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

四 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、前号の警報を発するものであること。この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は次号の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

五・六 （略）

るもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備えられた後部白色反射物であって協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあつては、この限りでない。

9～13 （略）

（自動運行装置）

第150条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 （略）

三 自動運行装置の作動中、施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件（第5条又は第83条の規定を適用する場合にあつては、施行規則第31条の2の2第1項第3号の状況）（以下「走行環境条件」という。）を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は第5号の制御が開始した場合にのみ終了することができる。

四 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、前号の警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は次号の制御が開始した場合にのみ終了することができる。

五・六 （略）

七 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は第3号若しくは第4号の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。

八～十三 (略)

十四 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{ひき}自動車を除く。))であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{ひき}自動車を除く。))であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。)にあつては、協定規則第157号の技術的な要件(同規則の規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものであること。この場合において、協定規則第157号の技術的な要件(同規則の規則5.、6.及び7.に限る。)に適合する自動車であつて、第6号の規定の適用を受けるものは、同号の規定にかかわらず、第3号の警報を発した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は第6号の基準に適合するものとし、協定規則第157号の技術的な要件(同規則の規則5.5.1.に限る。)にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作(路肩に対するものを含む。)を実行することができるものとする。

十五 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次のイ又はロに掲げる自動車の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。

イ 前号の基準に適合する自動運行装置を備える自動車 協定規則第157号の技術的な要件(同規則の規則8.(規則8.4.1.を除く。))に限る。)に定める基準及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.の基準。この場合において、同別添3.3.1.中「3.1.

七 自動運行装置又はリスク最小化制御の作動中、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。

八～十三 (略)

十四 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車(自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。)にあつては、別添122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」に定める基準に適合するものであること。この場合において、これと同等以上の性能を有するものは、当該基準に適合するものとみなす。

十五 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、別添123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

(新設)

」とあり、及び同別添3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則8.3.に限る。）」と読み替えるものとする。

ロ 自動運行装置を備える自動車（イに掲げる自動車を除く。）
別添123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準

2 (略)

(長さ、幅及び高さ)

第162条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置、側面周辺監視装置（その突出量が保安基準第2条第2項第3号及び第4号に定める突出量を超えないものに限る。以下この号において同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

一 (略)

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備えるもの（第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。第178条第4項第10号において同じ。）

(新設)

2 (略)

(長さ、幅及び高さ)

第162条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

一 (略)

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第178条第4項第11号に

を除く。)を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 (略)

3 (略)

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 (略)

二 後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置にあっては、取り付けられた状態、

5 保安基準第2条第2項第4号の告示で定める装置は、周辺監視装置とし、同号の告示で定める突出量は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める突出量とする。ただし、当該各号に定める突出量を超えて突出する場合において、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が、保安基準第2条第1項に規定する幅を超えない場合は、この項の規定は、適用しない。

一 側方衝突警報装置を備える自動車 その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

二 前号に掲げる自動車以外の自動車 その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

(操縦装置)

第168条 (略)

2 自動車(二輪自動車及び前項の自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

表1 (略)

表2

識別対象装置	識別表示(注17)	照明	色
--------	-----------	----	---

において同じ。)を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 (略)

3 (略)

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 (略)

二 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置にあっては、取り付けられた状態

(新設)

(操縦装置)

第168条 (略)

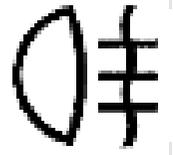
2 自動車(二輪自動車及び前項の自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

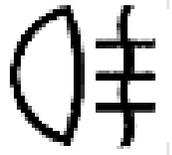
一～三 (略)

表1 (略)

表2

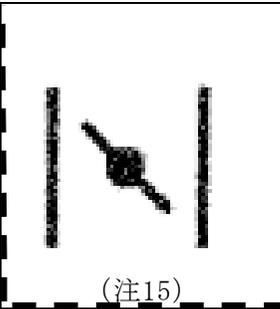
識別対象装置	識別表示(注17)	照明	色
--------	-----------	----	---

(略)	(略)	(略)	(略)
前部霧灯の操作装置	 (注15)	不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置	 (注15)	不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)
デフロスタのテルテール	 (注15)	—	黄
後部デフロスタ（後面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）		要	—

(略)	(略)	(略)	(略)
前部霧灯の操作装置	 (注15)	不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置	 (注15)	不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)
デフロスタのテルテール	 (注15)	—	黄
後部デフロスタ（後面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）		要	—

の操作装置			
後部デフロスタのテルテール	 (注15)	—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)
駐車灯の操作装置	 (注15)	不要	—
駐車灯のテルテール		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
原動機（予熱）のテルテール	 (注15)	—	黄

の操作装置			
後部デフロスタのテルテール	 (略)	—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)
駐車灯の操作装置	 (略)	不要	—
駐車灯のテルテール		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
原動機（予熱）のテルテール	 (略)	—	黄

チョークのテルテール		—	—
(略)	(略)	(略)	(略)

注1～注20 (略)

3・4 (略)

(車枠及び車体)

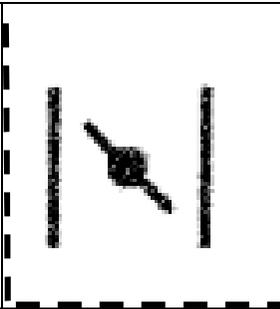
第178条 (略)

2～3 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。

一～九 (略)

十 方向指示器のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器若しくは高さ2m以下に取り付けられた側面周辺監視装置が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60シヨア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあつてはこの限りでない。

チョークのテルテール		—	—
(略)	(略)	(略)	(略)

注1～注20 (略)

3・4 (略)

(車枠及び車体)

第178条 (略)

2～11 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(同号ただし書に規定する自動車を除く。)にあつては、この限りでない。

一～九 (略)

十 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60シヨア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあつてはこの限りではない。

5～7 (略)

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

9 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等による変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

10 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそ

5～7 (略)

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとする。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

9 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等による変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であること。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～三 (略)

10 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であること。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

れのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～五 (略)

11 (略)

12 保安基準第18条第5項第2号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549：1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

13～17 (略)

(座席ベルト等)

第186条 (略)

2～12 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版補足改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五 (略)

(自動車の騒音防止装置)

第196条 (略)

2 (略)

3 自動車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める消音器に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。） 次のいずれかに該当する消音器

一～五 (略)

11 (略)

12 保安基準第18条第5項第三号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549：1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

13～17 (略)

(座席ベルト等)

第186条 (略)

2～12 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五 (略)

(自動車の騒音防止装置)

第196条 (略)

2 (略)

3 自動車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める消音器に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。） 次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する自動車に備えている消音器

- (1) 二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである自動車
- (2) (略)
- (3) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

(制動灯)

第212条 (略)

2 (略)

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.22.に限る。）に定める制動信号（二輪自動車に備えるものにあつては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.1.17.に限る。）に定める制動信号）を発する場合に点灯する構造であること。

二～九 (略)

4 (略)

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する自動車に備えている消音器

- (1) 二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であつて、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである自動車
- (2) (略)
- (3) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

(制動灯)

第212条 (略)

2 (略)

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.22.に限る。）に定める制動信号（二輪自動車に備えるものにあつては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.17.に限る。）に定める制動信号）を発する場合に点灯する構造であること。

二～九 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第218条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備えられた後部白色反射物であって協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第2改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあつては、この限りでない。

9～13 (略)

(制動装置)

第242条 (略)

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km/h未満の原動機付自転車にあつては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km/h未満のものを除く。）には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

(その他の灯火等の制限)

第218条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備えられた後部白色反射物であつて協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあつては、この限りでない。

9～13 (略)

(制動装置)

第242条 (略)

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km/h未満の原動機付自転車にあつては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km/h未満のものを除く。）には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九 (略)

3・4 (略)

(警音器)

第250条 警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第64条第2項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第6改訂版の規則6.に限る。）に定める基準を準用する。

2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第64条第3項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第6改訂版の規則14.に限る。）に定める基準を準用する。

(後写鏡)

第251条 原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないもの及び最高速度20km/h未満のものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準とする。

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後写鏡にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則15.に限る。）に定める基準

二・三 (略)

(消音器)

一～九 (略)

3・4 (略)

(警音器)

第250条 警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第64条第2項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則6.に限る。）に定める基準を準用する。

2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第64条第3項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則14.に限る。）に定める基準を準用する。

(後写鏡)

第251条 原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないもの及び最高速度20km/h未満のものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準とする。

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後写鏡にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則15.に限る。）に定める基準

二・三 (略)

(消音器)

第252条 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.に限る。）に定める技術的な要件に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあつては、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

2 (略)

(座席ベルト等)

第254条の2 (略)

2 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第66条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

(制動装置)

第258条 (略)

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km/h未満の原動機付自転車にあつては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km/h未満のものを除く。）には、走行中の原動機付自

第252条 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.に限る。）に定める技術的な要件に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあつては、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

2 (略)

(座席ベルト等)

第254条の2 (略)

2 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第66条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

(制動装置)

第258条 (略)

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪又は最高速度25km/h未満の原動機付自転車にあつては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車（最高速度25km/h未満のものを除く。）には、走行中の

転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九 （略）

3・4 （略）

（緊急制動表示灯）

第265条の2 （略）

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～五 （略）

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ （略）

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ （略）

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の

原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九 （略）

3・4 （略）

（緊急制動表示灯）

第265条の2 （略）

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～五 （略）

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ （略）

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ （略）

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の

技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。）

3 （略）

（消音器）

第268条 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 （略）

三 新たに運行の用に供しようとする二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.（6.3.及び6.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

四 （略）

五 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第3号に掲げる基準に適合するものとする。

イ （略）

ロ 協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

2 （略）

3 原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一・二 （略）

三 第1号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。）次

技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.1.15.に限る。）

3 （略）

（消音器）

第268条 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 （略）

三 新たに運行の用に供しようとする二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.（6.3.及び6.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

四 （略）

五 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第3号に掲げる基準に適合するものとする。

イ （略）

ロ 協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

2 （略）

3 原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一・二 （略）

三 第1号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。）次

に掲げるいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

(1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

(2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

(消音器)

第284条 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前号に掲げる基準に適合するものとする。

イ (略)

ロ 協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

2 (略)

3 原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最

に掲げるいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

(1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

(2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

(消音器)

第284条 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前号に掲げる基準に適合するものとする。

イ (略)

ロ 協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

2 (略)

3 原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最

高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。) 次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

- (1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車
- (2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

別添38 近接排気騒音の技術基準

1.～3.1. (略)

3.2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

一～四 (略)

五 開口部を複数有し、その中心間隔（細目告示第118条第1項第4号イ(3)若しくはハ、第196条第1項第3号イ、第268条第1項第4号イ(3)若しくはロ又は第284条第1項第3号の規定が適用される自動車にあつては、排気流の軸に垂直な平面に沿って測定した間隔をいう。以下この号において同じ。)が0.3mを超える場合（細目告示第118条第1項第4号ロ(3)若しくはニ又は第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車にあつては、開口部を複数有し、その中心間隔が0.3mを超える場合又は消音器を複数有する場合）は、それ

高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。) 次のいずれかに該当する消音器

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

- (1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車
- (2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

別添38 近接排気騒音の技術基準

1.～3.1. (略)

3.2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

一～四 (略)

五 開口部を複数有し、その中心間隔が0.3mを超える場合（細目告示第118条第1項第4号ロ(3)若しくはニ又は第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車にあつては、開口部を複数有し、その中心間隔が0.3mを超える場合又は消音器を複数有する場合）は、それぞれの開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。また、開口部の中心間隔が0.3m以下の場合（細目告示第118条第1項第4号ロ(3)若しくはニ又は第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車にあつては、排気管が1個の消音器に接続するものに限る

ぞれの開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。また、開口部の中心間隔が0.3m以下の場合（細目告示第118条第1項第4号ロ③若しくはニ又は第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車にあっては、排気管が1個の消音器に接続するものに限る。）は、最も後方（最も後方の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方かつ外側の開口部を複数有する場合は、その上方）の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。この場合において、排気が漏れている部位は排気管開口部とみなす。

4.～5.3. (略)

図1・図2 (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～4.24.8.3.1.1. (略)

4.24.8.3.1.2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。）

4.24.8.3.2.・4.24.8.3.2.1. (略)

4.24.8.3.2.2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.1.15.に限る。）

4.24.9.～4.27.7.2. (略)

4.27.7.3. 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。

4.28.～4.28.3. (略)

別紙1～別紙13 (略)

別添78 盗難発生警報装置の技術基準

1.～5.2.15. (略)

別紙1 (略)

別紙2 電磁両立性試験

電磁両立性の試験は、試験施設に応じ、1.及び2.に規定する試験方

。）は、最も後方（最も後方の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方かつ外側の開口部を複数有する場合は、その上方）の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。この場合において、排気が漏れている部位は排気管開口部とみなす。

4.～5.3. (略)

図1・図2 (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～4.24.8.3.1.1. (略)

4.24.8.3.1.2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）

4.24.8.3.2.・4.24.8.3.2.1. (略)

4.24.8.3.2.2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）

4.24.9.～4.27.7.2. (略)

4.27.7.3. 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。

4.28.～4.28.3. (略)

別紙1～別紙13 (略)

別添78 盗難発生警報装置の技術基準

1.～5.2.15. (略)

別紙1 (略)

別紙2 電磁両立性試験

電磁両立性の試験は、試験施設に応じ、1.及び2.に規定する試験方

法のいずれかにより実施するものとする。

1. ～1.5. (略)

1.6. 放射高周波障害に対する免疫性

盗難発生警報装置の免疫性に関する試験は協定規則第10号第6改訂版補足改訂版の規定に従って、自動車全体の試験は当該規則の別紙6に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙9で説明した方法により、実施することができる。

1.7. (略)

1.8. 放射障害

盗難発生警報装置に対し、協定規則第10号第6改訂版補足改訂版の規定による無線周波妨害抑止試験を実施するものとする。自動車全体の試験は当該規則の別紙4及び別紙5に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙7及び別紙8に規定する方法に従って実施するものとする。

別紙3 (略)

別添98 原動機付自転車の制動装置の技術基準

1. ～4.2.2. (略)

4.2.3. フェード試験

3.2.3.の試験を行ったとき、試験原付車は走行可能な状態であること。

4.2.3.1. ～4.4.1. (略)

別添111 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準

1. ～3. (略)

3.1. 試験方法

協定規則第34号に定める方法（同規則第3改訂版補足第2改訂版の附則4に限る。）、協定規則第153号に定める方法（同規則補足改訂版の規則6.1.に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防

法のいずれかにより実施するものとする。

1. ～1.5. (略)

1.6. 放射高周波障害に対する免疫性

盗難発生警報装置の免疫性に関する試験は協定規則第10号第6改訂版の規定に従って、自動車全体の試験は当該規則の別紙6に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙9で説明した方法により、実施することができる。

1.7. (略)

1.8. 放射障害

盗難発生警報装置に対し、協定規則第10号第6改訂版の規定による無線周波妨害抑止試験を実施するものとする。自動車全体の試験は当該規則の別紙4及び別紙5に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙7及び別紙8に規定する方法に従って実施するものとする。

別紙3 (略)

別添98 原動機付自転車の制動装置の技術基準

1. ～4.2.2. (略)

4.2.3. フェード試験

3.2.2.の試験を行ったとき、試験原付車は走行可能な状態であること。

4.2.3.1. ～4.4.1. (略)

別添111 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準

1. ～3. (略)

3.1. 試験方法

協定規則第34号に定める方法（同規則第3改訂版補足第2改訂版の附則4に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.（3.2.3.において準用する3.1.2.4.及び3.1.2.6.から

止の技術基準」の3.2.（3.2.3.において準用する3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までの規定並びに3.2.4.中の「また、」以下の規定を除く。）に定める方法とする。この場合において、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.2.の規定中「は、燃料タンク及び配管に干渉するおそれのある部品を除き」とあるのは「のうち試験結果に影響するおそれのない部品にあっては」と、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.3.の規定中「する。」とあるのは「する。この場合において、原動機又は電気エネルギー変換システムを作動させるために、適量の使用燃料の供給を行うものとして燃料装置の改造を行うことができる。」と、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.5.の規定中「燃料タンク及び配管以外の装置については、代用液を入れなくても差し支えない。」とあるのは「オイル類等の液体は抜いてもよい。」と読み替えるものとする。

4.～6. （略）

別紙1～別紙4 （略）

別添112 後付消音器の技術基準

I （略）

II 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1. （略）

2. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1. 第1節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

(1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.、6.3.及び6.4.に限る。）に適合すること。

(2) （略）

3.1.2.8.までの規定並びに3.2.4.中の「また、」以下の規定を除く。）に定める方法とする。この場合において、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.2.の規定中「は、燃料タンク及び配管に干渉するおそれのある部品を除き」とあるのは「のうち試験結果に影響するおそれのない部品にあっては」と、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.3.の規定中「する。」とあるのは「する。この場合において、原動機又は電気エネルギー変換システムを作動させるために、適量の使用燃料の供給を行うものとして燃料装置の改造を行うことができる。」と、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.5.の規定中「燃料タンク及び配管以外の装置については、代用液を入れなくても差し支えない。」とあるのは「オイル類等の液体は抜いてもよい。」と読み替えるものとする。

4.～6. （略）

別紙1～別紙4 （略）

別添112 後付消音器の技術基準

I （略）

II 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1. （略）

2. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1. 第1節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

(1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.2.、6.3.及び6.4.に限る。）に適合すること。

(2) （略）

2.2. 第2節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

(1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.に限る。）に適合すること。

(2) （略）

3. （略）

別記様式 （略）

別添120 削除

別添121 削除

別添122 削除

2.2. 第2節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

(1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.2.に限る。）に適合すること。

(2) （略）

3. （略）

別記様式 （略）

別添120 サイバーセキュリティシステムの技術基準

別添121 プログラム等改変システムの技術基準

別添122 高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準



(道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正)

第二条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(かじ取装置) 第七条 (略) 2～10 (略)</p> <p>11 次の各号に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。ただし、協定規則第七十九号に定める自動命令型操舵機能(同規則第三改訂版補足第三改訂版の2・3・4・1・3・3・2・3・4・1・5・5及び2・3・4・1・6・(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。))に係るものを除く。)を備える自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>一～四 (略) 12～14 (略)</p> <p>(施錠装置等) 第八条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。)及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。)については、細目告示別添九別紙一1・6・、1・8・及び2・3・3・中「協定規則第10号第6改訂版補足改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えること</p>	<p>(かじ取装置) 第七条 (略) 2～10 (略)</p> <p>11 次の各号に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。ただし、協定規則第七十九号に定める自動命令型操舵機能(同規則第三改訂版補足改訂版の2・3・4・1・3・3・2・3・4・1・5・5及び2・3・4・1・6・(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。))に係るものを除く。)を備える自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>一～四 (略) 12～14 (略)</p> <p>(施錠装置等) 第八条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。)及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。)については、細目告示別添九別紙一1・6・、1・8・及び2・3・3・中「協定規則第10号第6改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる</p>

当該自動車（第二十九項及び第三十項の適用を受けるものを除き、細目告示第十五条第二項第一号及び第二号イ並びに第九十三条第二項第一号及び第二号イの適用を受けるものに限る。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十六改訂版附則21に限る。）に、当該自動車（第十六項の適用を受けるものを除き、細目告示第十五条第二項第二号ロ及び第九十三条第二項第二号ロの適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第四百四十号の技術的な要件（同規則補足第四改訂版の規則5・、6・及び7・に限る。）に、当該自動車が緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第三百三十九号の技術的な要件（同規則補足第二改訂版の規則5・、6・及び7・に限る。）に、それぞれ適合するものでなければならぬ。

37
52 (略)

53 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第七十一条第九項の規定は適用しない。

一・二 (略)

三 令和七年十一月三十日（輸入された自動車にあっては令和八年六月三十日、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、

当該自動車（第二十九項及び第三十項の適用を受けるものを除き、細目告示第十五条第二項第一号及び第二号イ並びに第九十三条第二項第一号及び第二号イの適用を受けるものに限る。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十六改訂版附則21に限る。）に、当該自動車（第十六項の適用を受けるものを除き、細目告示第十五条第二項第二号ロ及び第九十三条第二項第二号ロの適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第四百四十号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則5・、6・及び7・に限る。）に、当該自動車が緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第三百三十九号の技術的な要件（同規則補足第二改訂版の規則5・、6・及び7・に限る。）に、それぞれ適合するものでなければならぬ。

37
52 (略)

53 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第七十一条第九項の規定は適用しない。

一・二 (略)

三 令和七年十一月三十日（輸入された自動車にあっては令和八年六月三十日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検

当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

54・55 (略)

次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「回濫回昇回降回昇回降回昇回降」とあるのは「回濫回」と読み替えることができるものとする。

一 令和六年六月三十日以前に製作された自動車

二 令和六年七月一日から令和八年六月三十日まで（貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、令和六年七月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和六年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和六年七月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和六年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年六月三十日（貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を

査を受けようとし、又は受けたもの

54・55 (略)

(新設)

(新設)

除く。)に限る。以下この項において同じ。)については、細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第五百七十七号)による改正前の細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定に適合するものであればよい。

一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和五年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和五年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(燃料装置)

第十二条 (略)

2～4 (略)

5 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十五条第二項の規定並びに細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第七十四条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第五十号)による改正前の保安基準第十五条第二項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第七十四条第三項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日)から令和十一

(燃料装置)

第十二条 (略)

2～4 (略)

5 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十五条第二項の規定並びに細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第七十四条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第五十号)による改正前の保安基準第十五条第二項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第七十四条第三項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日)以降に製作さ

年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
イゝハ (略)

6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二條第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

7 5 10 (略)

11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては令和二年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

12 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないもの（ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十五条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十八条第二項第一号及び第四号の規定

れた自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二條第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

7 5 10 (略)

11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては令和二年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

12 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないもの（ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十五条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十八条第二項第一号及び第四号の規定

にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件及び協定規則第三百三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $56-0/+1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0/+1\text{km/h}$ 」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「 $50-0/+1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0/+1\text{km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

(削る)

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則5・2・6・及び5・2・7・に限る。)に定める基準に適合すること。

- ロ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件(同規則改訂版補足第三改訂版の規則5・2・6・及び5・2・7・に限る。)に定める基準に適合すること。

二 (略)

14 13

次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第十八条第二項第一号及び第九十六条第三項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(令和二年国土交通省令第百号)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千五百七十七号)による改正前の保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第十八条第二項第一号から第三号まで(協定規則第三百三十七号の技術的な要件に係る部分に限る。)及び第九十六条第三項第一号から第三号まで(協定規則第三百三十七号の技術的な要件に係る部分に限る。)の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件及び協定規則第三百三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $56-0/+1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0/+1\text{km/h}$ 」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「 $50-0/+1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0/+1\text{km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第三十四号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則8・及び9・6・に限る。)に定める基準に適合すること。

- ロ 協定規則第九十四号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足改訂版の規則5・2・6・及び5・2・7・に限る。)に定める基準に適合すること。

ハ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件(同規則改訂版補足第二改訂版の規則5・2・6・及び5・2・7・に限る。)に定める基準に適合すること。

二 (略)

13 (新設)

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動

車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

15]

次に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第三号及び

第九十六条第三項第三号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第五百七十七号）による改正前の細目告示第十八条第二項第一号（協定規則第三十四号の技術的な要件に係る部分に限る。）及び第三号（細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に係る部分及びただし書に限る。）並びに第九十六条第三項第一号（協定規則第三十四号の技術的な要件に係る部分に限る。）及び第三号（細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和四年九月一日から令和六年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるも

（新設）

の

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

16

次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第三項の規定並びに細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第三項の規定並びに細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定に適合するものであればよい。

一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和五年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和五年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

17

次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第四項の規定並びに細目告示第十八条第二項第五号及び第九十六条第三項第五号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百

（新設）

（新設）

七十七号)による改正前の保安基準第十八条第四項の規定並びに細目告示第十八条第二項第五号及び第九十六条第三項第五号の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年七月四日以前に製作された自動車

二 令和四年七月五日から令和六年七月四日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和四年七月五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年七月四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)

259 (略)

10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第四号及び第九十八条第四項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百五十三号)による改正前の細目告示第二十条第四項第二号及び第九十八条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日)から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ5ハ (略)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)

259 (略)

10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第四号及び第九十八条第四項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百五十三号)による改正前の細目告示第二十条第四項第二号及び第九十八条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ5ハ (略)

11・12 (略)

13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては令和二年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

14 (略)

16 (略)

17 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十七条第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十条第四項第一号、第三号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・に限る。）及び協定規則第三百三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「56-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「50-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。

11・12 (略)

13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては令和二年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

14 (略)

16 (略)

17 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十七条第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十条第四項第一号、第三号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・に限る。）及び協定規則第三百三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「56-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「50-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第二改訂版附則3の規則1・3・及び4・に限る。）に定める方法及び協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに限る。）に定める基準に適合すること。

ロ (略)

ハ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第三改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3・1・2・4・及び3・1・2・6・から3・1・2・8・までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに限る。）に定める基準に適合すること。

二 (略)

19 | 18

次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版附則3の規則1・3・及び4・に限る。）に定める方法及び協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに限る。）に定める基準に適合すること。

ロ (略)

ハ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3・1・2・4・及び3・1・2・6・から3・1・2・8・までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに限る。）に定める基準に適合すること。

二 (略)

18

(新設)

あつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20

次に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第二号及び第九十八条第四項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第二十条第四項第二号及び第九十八条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和四年九月一日から令和六年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

21

次に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第四号及び第九十八条第四項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第二十条第四項第四

（新設）

（新設）

号及び第九十八条第四項第四号の規定に適合するものであればよい。

一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和五年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和五年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(電気装置)

第十四条 (略)

25 (略)

16 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第一号及び第九十九条第八項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日)から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イハ (略)

(電気装置)

第十四条 (略)

25 (略)

16 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第一号及び第九十九条第八項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イハ (略)

17 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第二号及び第九十九条第八項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第二号及び第九十九条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

18 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第一号及び第九十九条第八項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては令和二年九月一日）から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

19 (略)

20 自動運行装置を備える自動車以外の自動車（指定自動車等以外の自動車に限る。）については、当分の間、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びに細目告示第九十九条第三項から第六項まで並びに第一百七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

21 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては

17 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第二号及び第九十九条第八項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第二号及び第九十九条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

18 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第一号及び第九十九条第八項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては令和二年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イゝハ (略)

19 (略)

20 自動運行装置を備える自動車以外の自動車については、当分の間、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びにこれらの規定に基づく細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第一百七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

21 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては

自動運行装置を備える自動車以外の自動車であつて、次に掲げるも

- 保安基準第十七条の二第六項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十一条第六項（第三号、第四号、第六号及び第七号を除く。）の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。
- 一 協定規則第百号の技術的な要件（同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・4に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流六十ボルトを超え千五百ボルト以下又は交流三十ボルト（実効値）を超え千ボルト（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車に限る。）及び次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第十二号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・5・5に限る。）、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百三十七号の技術的な要件及び協定規則第百号の技術的な要件（同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・1・1・1・、6・4・2・1・1・1・、6・4・2・1・2・2・及び6・4・2・2・2・に限る。）の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「50-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「50-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。
- イ 協定規則第十二号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・5・5に限る。以下この号において同じ。）に定める基準に適合すること。ただし、協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則5・2・8に限る。）に適合している場合には、協定規則第十二号の技術的な要件に適合するものとする。
- ロ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第三改訂版の規則5・2・8に限る。）に定める基準に適合すること。

(新設)

- 保安基準第十七条の二第六項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十一条第六項（第三号、第四号、第六号及び第七号を除く。）の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。
- 一 協定規則第百号の技術的な要件（同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・4に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流六十ボルトを超え千五百ボルト以下又は交流三十ボルト（実効値）を超え千ボルト（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車に限る。）及び次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第十二号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・5・5に限る。）、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百三十七号の技術的な要件及び協定規則第百号の技術的な要件（同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・1・1・1・、6・4・2・1・1・1・、6・4・2・1・2・2・及び6・4・2・2・2・に限る。）の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「50-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「50-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。
- イ 協定規則第十二号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・5・5に限る。以下この号において同じ。）に定める基準に適合すること。ただし、協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版の規則5・2・8に限る。）に適合している場合には、協定規則第十二号の技術的な要件に適合するものとする。
- ロ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の規則5・2・8に限る。）に定める基準に適合すること。

のについては、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びに細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一 令和四年六月三十日（輸入された自動車にあっては令和五年六月三十日、電気通信回線を使用する方法によりプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第九十九条の三第一項第一号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車（以下この項において「特定改造非対応自動車」という。）にあっては令和五年十二月三十一日）以前に製作された自動車

二 令和四年七月一日（輸入された自動車にあっては、令和五年七月一日）から令和六年六月三十日まで（特定改造非対応自動車にあっては、令和六年一月一日から令和八年四月三十日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 特定改造非対応自動車以外の自動車であって、令和四年六月三十日（輸入された自動車にあっては、令和五年六月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 特定改造非対応自動車であって、令和五年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ハ 特定改造非対応自動車以外の自動車のうち、令和四年七月一日（輸入された自動車にあっては、令和五年七月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和四年六月三十日（輸入された自動車にあっては、令和五年六月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの

ニ 特定改造非対応自動車のうち、令和六年一月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和五年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの

三 国土交通大臣が定める自動車

四 令和六年六月三十日（特定改造非対応自動車にあっては、令和八

年四月三十日)以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

25)

自動車運行装置を備える自動車であつて、次に掲げるものについては、細目告示第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項及び第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千五百七十七号)による改正前の細目告示第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項及び第五項の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年六月三十日以前に製作された自動車

二 令和四年七月一日から令和六年六月三十日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和四年七月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

26)

自動車運行装置を備える自動車以外の自動車であつて、プログラム等を改変する機能を有しない自動車については、保安基準第十七条の第二項並びに細目告示第二十一条第四項、第九十九条第五項及び第六項並びに第七十七条第四項の規定は適用しない。

27)

次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第一号、第六号(細目告示別添百十一)電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準「5・1・1に係る部分に限る。」及び第七号(同別添6・1・1に係る部分に限る。)並び

(新設)

(新設)

(新設)

に第九十九条第八項第一号、第六号（同別添5・1に係る部分に限る。）及び第七号（同別添6・1に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第一号、第六号（同別添5・1に係る部分に限る。）及び第七号（同別添6・1に係る部分に限る。）並びに第九十九条第八項第一号、第六号（同別添5・1に係る部分に限る。）及び第七号（同別添6・1に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

28| 次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第三項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第二号及び第九十九条第八項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第三項の規定並びに細

（新設）

目告示第二十一条第六項第二号及び第九十九条第八項第二号の規定に適合するものであればよい。

一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和五年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和五年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

29
次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第四項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第三号及び第七号（別添百十一「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6・2・2に係る部分に限る。）並びに第九十九条第八項第三号及び第七号（同別添6・2・2に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第四項の規定並びに細目告示第二十一条第六項第三号及び第七号（同別添6・2・2に係る部分に限る。）並びに第九十九条第八項第三号及び第七号（同別添6・2・2に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年七月四日以前に製作された自動車

二 令和四年七月五日から令和六年七月四日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

（新設）

- イ 令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和四年七月五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和六年七月四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第六項第四号及び第六号（別添百十一「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5・2に係る部分に限る。）並びに第九十九条第八項第四号及び第六号（同別添5・2に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第五百七十七号）による改正前の細目告示第二十一条第六項第四号及び第六号（同別添5・2に係る部分に限る。）並びに第九十九条第八項第四号及び第六号（同別添5・2に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車
 - 二 令和四年九月一日から令和六年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和六年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車

（新設）

であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(車枠及び車体)

第十五条 (略)

2 ～ 10 (略)

11 平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十二條第九項中「協定規則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5。(5.2.6.から5.2.8.を除く。))及び6.に限る。以下この条及び第100条において同じ。)」とあるのは、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成19年国土交通省告示第89号)による改正前の別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」と読み替えるものとする。

12 ～ 25 (略)

26 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第百二十六号)による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日)から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ ～ ハ (略)

27 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第

(車枠及び車体)

第十五条 (略)

2 ～ 10 (略)

11 平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十二條第九項中「協定規則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足改訂版の規則5。(5.2.6.から5.2.8.を除く。))及び6.に限る。以下この条及び第100条において同じ。)」とあるのは、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成19年国土交通省告示第89号)による改正前の別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」と読み替えるものとする。

12 ～ 25 (略)

26 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第百二十六号)による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成三十年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ ～ ハ (略)

27 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第

八百二十六号)による改正前の細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車)であつては平成三十年九月一日)から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

28
30 (略)

31 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十九年国土交通省告示第八十八号)による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車)であつては令和二年九月一日)から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

32 (略)

33 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八條第二項の告示で定める基準並びに車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八條第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十二條第八項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「5g-0 / +1 km/h」とあるのは

八百二十六号)による改正前の細目告示第二十二條第九項及び第百條第十項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車)であつては平成三十年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

28
30 (略)

31 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十九年国土交通省告示第八十八号)による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和九年九月一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車)であつては令和二年九月一日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

32 (略)

33 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八條第二項の告示で定める基準並びに車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八條第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十二條第八項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「5g-0 / +1 km/h」とあるのは

「40-0/ +1 km/h」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「50-0/ +1 km/h」とあるのは「40-0/ +1 km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則5・（5・2・6・から5・2・8・までを除く。）及び6・に限る。）に定める基準に適合すること。

ロ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第三改訂版の規則5・（5・2・6・から5・2・8・までを除く。）及び6・に限る。）に定める基準に適合すること。

二 (略)

34 (略)

35 次に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二十二条第二項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 令和四年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と基本車体構造が同一のもの

ハ (略)

36 次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第二項の規定並びに細目告示第二十二条

「40-0/ +1 km/h」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「50-0/ +1 km/h」とあるのは「40-0/ +1 km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版の規則5・（5・2・6・から5・2・8・までを除く。）及び6・に限る。）に定める基準に適合すること。

ロ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の規則5・（5・2・6・から5・2・8・までを除く。）及び6・に限る。）に定める基準に適合すること。

二 (略)

34 (略)

35 次に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二十二条第二項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ (新設)

ハ (略)

三 (略)

第八項及び第百条第八項の規定に適合するものであればよい。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

371

次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第三項の規定並びに細目告示第二十二條第九項及び第百条第十項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八条第三項の規定並びに細目告示第二十二條第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

一 令和五年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和五年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和五年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和五年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

（新設）

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

38

次に掲げる自動車については、保安基準第十八条第四項の規定並びに細目告示第二十二條第十項及び第百條第十二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第百号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の保安基準第十八條第四項の規定並びに細目告示第二十二條第十項及び第百條第十二項の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年七月四日以前に製作された自動車

二 令和四年七月五日から令和六年七月四日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和四年七月五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年七月四日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和六年七月四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（乗車装置）

第十八条（略）

2・3（略）

4 細目告示第二十六條第二項及び第百四條第二項の規定は、当分の間、細目告示第二十六條第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第4改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）」とあり、及び第百四條第二項ただし書中「

（新設）

（乗車装置）

第十八条（略）

2・3（略）

4 細目告示第二十六條第二項及び第百四條第二項の規定は、当分の間、細目告示第二十六條第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）」とあり、及び第百四條第二項ただし書中「

22 次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第二十二條第三項第七号に定める座席及び協定規則第十六号（同規則第八改訂版補足改訂版の規則15・4・2に限る。）に定める座席に備えるものについては、保安基準第二十二條の三第五項の規定並びに細目告示第三十條第十項、第百八條第十二項及び第百八十六條第十二項の規定は適用しない。

一・二（略）

23 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十條第二項、第三項、第百八條第五項中「第6改訂版新補足第8改訂版」とあるのは、「第8改訂版」又は「第7改訂版新補足第8改訂版」と読み替えることができるものとする。

一・四（略）

24 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十條第一項、第四項及び第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第三十條第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二（略）

三 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則8・1・8に限る。）の適用を受けないもの

ロ（略）

四（略）

25 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第二十二條の三第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十條

22 次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第二十二條第三項第七号に定める座席及び協定規則第十六号（同規則第八改訂版の規則15・4・2に限る。）に定める座席に備えるものについては、保安基準第二十二條の三第五項の規定並びに細目告示第三十條第十項、第百八條第十二項及び第百八十六條第十二項の規定は適用しない。

一・二（略）

23 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十條第二項、第三項、第百八條第五項中「第6改訂版新補足第8改訂版」とあるのは、「第8改訂版」又は「第7改訂版新補足第8改訂版」と読み替えることができるものとする。

一・四（略）

24 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十條第一項、第四項及び第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第三十條第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二（略）

三 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版の規則8・1・8に限る。）の適用を受けないもの

ロ（略）

四（略）

25 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第二十二條の三第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十條

第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版の規則6・7・及び8・1・から8・3・6・までに限る。）に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版附則1Bの12・に限る。）の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「55-0 / + 1 km / h」とあるのは「40-0 / + 1 km / h」と読み替える。

二（略）

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二條（略）

- 2 保安基準第二十二條の五第三項の規定並びに細目告示第三十二條第二項及び第一百條第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、協定規則第二百二十九号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第四改訂版の規則4・6・及び7・に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の細目告示別添三十五の基準に適合するものであればよい。

3～9（略）

- 10 細目告示第三十二條第二項及び第一百條第二項の規定は、当分の間（協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・16・前段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和二年八月三十一日（法第七十五條の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの）であつては平成二十九年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・16・後段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日（法第七十五條の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの）にあつては令

第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版の規則6・7・及び8・1・から8・3・6・までに限る。）に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版附則1Bの12・に限る。）の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「55-0 / + 1 km / h」とあるのは「40-0 / + 1 km / h」と読み替える。

二（略）

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二條（略）

- 2 保安基準第二十二條の五第三項の規定並びに細目告示第三十二條第二項及び第一百條第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、協定規則第二百二十九号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第三改訂版の規則4・6・及び7・に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の細目告示別添三十五の基準に適合するものであればよい。

3～9（略）

- 10 細目告示第三十二條第二項及び第一百條第二項の規定は、当分の間（協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・16・前段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和二年八月三十一日（法第七十五條の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの）であつては平成二十九年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・16・後段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日（法第七十五條の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの）にあつては令

和二年八月三十一日)、協定規則第四十四号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・18・前段に限る。)に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和五年八月三十一日(法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和元年八月三十一日)、協定規則第四十四号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・18・後段に限る。)に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日(法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日)、協定規則第四十四号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・20に限る。)に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日(法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日)までの間)、細目告示第三十二条第二項中「協定規則129号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足第4改訂版の規則4、6及び7に限る。第110条において同じ。)」とあり、及び第一百十条第二項中「協定規則129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第17改訂版の規則4、6から8.まで及び15.に限る。)」と読み替へることができるとする。

11～13 (略)

(前照灯等)

第二十九条 (略)

2～5 (略)

6 保安基準第三十二条第三項及び第六項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規則6・1・2・及び6・2・2・2の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第四改訂版の

和二年八月三十一日)、協定規則第四十四号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・18・前段に限る。)に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和五年八月三十一日(法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和元年八月三十一日)、協定規則第四十四号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・18・後段に限る。)に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日(法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日)、協定規則第四十四号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・20に限る。)に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日(法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日)までの間)、細目告示第三十二条第二項中「協定規則129号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足第3改訂版の規則4、6及び7に限る。第110条において同じ。)」とあり、及び第一百十条第二項中「協定規則129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第17改訂版の規則4、6から8.まで及び15.に限る。)」と読み替へることができるとする。

11～13 (略)

(前照灯等)

第二十九条 (略)

2～5 (略)

6 保安基準第三十二条第三項及び第六項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版6・1・2・及び6・2・2・2の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第四改訂版6・1・

規則 6・1・2・及び 6・2・2 の規定に適合するものであればよい。

7 平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、協定期則第百二十三号改訂版補足第九改訂版の規則 5・3・2・1 の規定は、適用しない。

8・9 (略)

10 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未滿の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二 4・1・2・及び 4・2・2 の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二 4・1・2・及び 4・2・2 の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定期則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定期則第98号補足第11改訂版」と、「協定期則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは「協定期則第112号補足第10改訂版」と読み替へることができる。

12 (略)

2・及び 6・2・2 の規定に適合するものであればよい。

7 平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、同協定期則第百二十三号改訂版補足第九改訂版の規則 5・3・2・1 の規定は、適用しない。

8・9 (略)

10 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未滿の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二 4・1・2・及び 4・2・2 の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二 4・1・2・及び 4・2・2 の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定期則第98号改訂版補足第9改訂版」を「協定期則第98号補足第11改訂版」と、「協定期則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定期則第112号補足第10改訂版」と読み替へることができる。

12 (略)

13 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 平成二十二年八月十八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第98号補足第12改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは「協定規則第112号補足第11改訂版」と読み替えることができる。

15 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第八項、第二百二十条第九項、別添五十二・四・23・2・及び別添五十二・四・1・1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第八項、第二百二十条第九項、別添五十二・四・23・2・及び別添五十二・四・1・1の規定（以下この項において「旧規定」と

13 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 平成二十二年八月十八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第98号補足第12改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第112号補足第11改訂版」と読み替えることができる。

15 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第八項及び第二百二十条第九項中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第3改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号補足第3改訂版」と、別添五十二・四・23・2・中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則」と、別添五十二・四・1・1・中「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号」と読み替えることとする。

いう。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」であるのは「同規則補足第3改訂版」及び「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」であるのは「協定規則第123号補足第3改訂版」と読み替えることができる。

16 平成二十七年十二月八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」であるのは「協定規則第98号補足第13改訂版」及び「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」であるのは「協定規則第112号補足第12改訂版」と読み替えることができる。

17 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項、第二百二十条第九項、別添五十二4・23・2・及び別添五十五4・1・1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十二条第八項、第二百二十条第九項、別添五十二4・23・2・及び別添五十五4・1・1の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」であるのは「同規則補足第4改訂版」及び「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」であるのは「協定規則第123号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

とができる。

16 平成二十七年十二月八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第98号補足第13改訂版」及び「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第112号補足第12改訂版」と読み替えることができる。

17 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項及び第二百二十条第九項中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第4改訂版」及び「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号補足第4改訂版」及び「別添五十二4・23・2・中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第4改訂版」及び「別添五十五4・1・1・中「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

18 (略)

19 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

20 平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第113号第2改訂版」とあるのは「協定規則第113号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

21・22 (略)

23 当分の間、細目告示別添五十二4・2・7・6・中「回遊規則7改訂版」とあるのは「回遊規則5改訂版」と読み替えることができるものとする。

24・25 (略)

(前部霧灯)
第三十条 (略)

25 (略)

9 保安基準第三十三条第三項及び細目告示第四十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第四十八号第七改訂

18 (略)

19 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

20 平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項中「回遊規則第113号第2改訂版」を「協定規則第113号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

21・22 (略)

23 当分の間、細目告示別添五十二4・2・7・6・中「回遊規則6改訂版」とあるのは「回遊規則5改訂版」と読み替えることができるものとする。

24・25 (略)

(前部霧灯)
第三十条 (略)

25 (略)

9 保安基準第三十三条第三項及び細目告示第四十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第四十八号第六改訂

版の規則6・3・6・1・1は適用しないこととし、協定規則第四十八号第七改訂版の規則6・3・5・5の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第三改訂版の規則6・3・5・5の規定に適合するものであればよい。

10 (略)

11 保安基準第三十三条の二第三項及び細目告示第四十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 保安基準第三十三条第三項並びに細目告示第四十三条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第十九号第四改訂版補足第十改訂版」とあるのは「協定規則第十九号第三改訂版新編改訂版」と読み替えることができる。

14 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七

版6・3・6・1・1は適用しないこととし、協定規則第四十八号第六改訂版6・3・5・5の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第三改訂版6・3・5・5の規定に適合するものであればよい。

10 (略)

11 保安基準第三十三条の二第三項及び細目告示第四十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 保安基準第三十三条第三項並びに細目告示第四十三条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2の中「協定規則第十九号第四改訂版新編改訂版」を「協定規則第十九号第三改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

14 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2の中「協定規則第十九号第四改訂版補足第十改訂版」を「協定規則第十九号第三改訂版補足第二改訂版」と読み替えることができる。

百十四号)による改正前の細目告示第四十三條第一項及び別添五十二
4・3・2・の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適
合するものであればよい。この場合において、旧規定中「保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八號第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八號第五改訂版の規定に適合するものであればよい。」を「保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八號第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八號第五改訂版の規定に適合するものであればよい。」と読み替えることができる。

15 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八號第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八號第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

16・17 (略)
(側方照射灯)
第三十一條 (略)

256 (略)

7 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八號第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八號第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

8 保安基準第三十三條の二第三項及び細目告示第四十四條第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八號第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八號第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)
10 保安基準第三十三條の二第三項及び細目告示第四十四條第二項ただ

る。

15 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八號第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八號第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

16・17 (略)
(側方照射灯)
第三十一條 (略)

256 (略)

7 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八號第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八號第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

8 保安基準第三十三條の二第三項及び細目告示第四十四條第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八號第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八號第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)
10 保安基準第三十三條の二第三項及び細目告示第四十四條第二項ただ

し書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 (略)

第三十二条 (車幅灯)
(略)

257 (略)

8 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十五条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)

10 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十五条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十五条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

125 (略)

し書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 (略)

第三十二条 (車幅灯)
(略)

257 (略)

8 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十五条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)

10 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十五条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十五条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

125 (略)

(前部上側端灯)

第三十三条 (略)

256 (略)

7 保安基準第三十四条の二第三項及び細目告示第四十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

8 保安基準第三十四条の二第三項及び細目告示第四十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第三十四条の二第三項及び細目告示第四十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

10 (略)

(前部反射器)

第三十四条 (略)

254 (略)

5 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく

(前部上側端灯)

第三十三条 (略)

256 (略)

7 保安基準第三十四条の二第三項及び細目告示第四十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

8 保安基準第三十四条の二第三項及び細目告示第四十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第三十四条の二第三項及び細目告示第四十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

10 (略)

(前部反射器)

第三十四条 (略)

254 (略)

5 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく

装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

6|| 保安基準第三十五条の規定が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十七条第一項及び別添五十二4・18・2・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示千二十一号）による改正前の細目告示第四十七条第一項及び別添五十二4・18・2・2の規定に適合するものであればよい。

第三十五条（略）
（側方灯及び側方反射器）

2510（略）

11 保安基準第三十五条の二第三項並びに細目告示第四十八号第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八号第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八号第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に

装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

（新設）

第三十五条（略）
（側方灯及び側方反射器）

2510（略）

11 保安基準第三十五条の二第三項並びに細目告示第四十八号第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八号第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八号第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に

14
16 (略)
ついては、協定期則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

(番号灯)
第三十六条 (略)

2
4 (略)

5 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

6 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

7 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

8
10 (略)

(尾灯)
第三十七条 (略)

2
9 (略)

14
16 (略)
ついては、協定期則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

(番号灯)
第三十六条 (略)

2
4 (略)

5 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

6 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

7 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定期則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定期則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

8
10 (略)

(尾灯)
第三十七条 (略)

2
9 (略)

10 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 (略)

12 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

9 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

10 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 (略)

12 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

9 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

- 10 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第七改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12・13 (略)

(駐車灯)
第三十九条 (略)

- 2・8 (略)
- 9 保安基準第三十七条の三第三項及び細目告示第五十二条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 10 保安基準第三十七条の三第三項及び細目告示第五十二条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第七改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第三十七条の三第三項及び細目告示第五十二条第三項ただし

- 10 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第七改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12・13 (略)

(駐車灯)
第三十九条 (略)

- 2・8 (略)
- 9 保安基準第三十七条の三第三項及び細目告示第五十二条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 10 保安基準第三十七条の三第三項及び細目告示第五十二条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第七改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第三十七条の三第三項及び細目告示第五十二条第三項ただし

し書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 (略)

(後部上側端灯)
第四十条 (略)

25 (略)

6 保安基準第三十七条の四第三項及び細目告示第五十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

7 保安基準第三十七条の四第三項及び細目告示第五十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

8 保安基準第三十七条の四第三項及び細目告示第五十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)

し書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 (略)

(後部上側端灯)
第四十条 (略)

25 (略)

6 保安基準第三十七条の四第三項及び細目告示第五十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

7 保安基準第三十七条の四第三項及び細目告示第五十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

8 保安基準第三十七条の四第三項及び細目告示第五十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)

(後部反射器)

第四十一条 (略)

2・4 (略)

5 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

6 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

7・8 (略)

(大型後部反射器)

第四十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 平成二十一年十月十四日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十五条第一項の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第七号改訂版補足第十改訂版」とあるのは「協定規則第七号改訂版補足第五改訂版」と読み替えることができる。

5 (略)

6 平成二十一年十月二十三日以前に製作された自動車及び国土交通大

(後部反射器)

第四十一条 (略)

2・4 (略)

5 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

6 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

7・8 (略)

(大型後部反射器)

第四十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 平成二十一年十月十四日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項の基準中「協定規則第七号改訂版補足第十改訂版」を「協定規則第七号改訂版補足第五改訂版」と読み替えることができる。

5 (略)

6 平成二十一年十月二十三日以前に製作された自動車及び国土交通大

臣が定めるものについては、細目告示第五十五条第一項及び別添五十二・四・一九・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十五条第一項及び別添五十二・四・一九・二・二の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第七〇号改訂版補足第一〇改訂版」とあるのは「協定規則第七〇号改訂版補足第六改訂版」と読み替えることができる。

7 (略)

(再帰反射材)

第四十一条の三 (略)

2 (略)

8 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

(制動灯)

第四十二条 (略)

2 (略)

11 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書

臣が定めるものについては、細目告示第五十五条第一項及び別添五十二・四・一九・二・二中「協定規則第七〇号改訂版補足第一〇改訂版」を「協定規則第七〇号改訂版補足第六改訂版」と読み替えることができる。

7 (略)

(再帰反射材)

第四十一条の三 (略)

2 (略)

8 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

(制動灯)

第四十二条 (略)

2 (略)

11 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書

の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 (略)

13 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

15～18 (略)

(補助制動灯)

第四十三条 (略)

2～7 (略)

8 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)

の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 (略)

13 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

15～18 (略)

(補助制動灯)

第四十三条 (略)

2～7 (略)

8 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 (略)

- 10 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12・13 (略)

(後退灯)
第四十四条 (略)

- 2・11 (略)
- 12 保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 13 保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 14 保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の

- 10 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12・13 (略)

(後退灯)
第四十四条 (略)

- 2・11 (略)
- 12 保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 13 保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合には、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 14 保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の

規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

15 (略)

(方向指示器)
第四十五条 (略)

2 (略)

13 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規則6・5・8・8の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第三改訂版の規則6・5・8・8の規定に適合するものであればよい。

14 (略)

15 (略)

16 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

17 (略)

18 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改

規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

15 (略)

(方向指示器)
第四十五条 (略)

2 (略)

13 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版6・5・8・8の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第三改訂版6・5・8・8の規定に適合するものであればよい。

14 (略)

15 (略)

16 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

17 (略)

18 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改

訂版の規定に適合するものであればよい。

19 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

20
24 (略)

(非常点滅表示灯)

第四十七条 (略)

2
7 (略)

8 保安基準第四十一条の三第三項及び細目告示第六十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

9
10 (略)

(緊急制動表示灯)

第四十七条の二 保安基準第四十一条の四第四項及び細目告示第六十一条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

2
3 (略)

(後面衝突警告表示灯)

訂版の規定に適合するものであればよい。

19 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

20
24 (略)

(非常点滅表示灯)

第四十七条 (略)

2
7 (略)

8 保安基準第四十一条の三第三項及び細目告示第六十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

9
10 (略)

(緊急制動表示灯)

第四十七条の二 保安基準第四十一条の四第四項及び細目告示第六十一条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

2
3 (略)

(後面衝突警告表示灯)

第四十七条の三 保安基準第四十一条の五第四項及び細目告示第六十一条の三第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

(盗難発生警報装置)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車（平成二十八年七月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。）については、細目告示別添七十八別紙二1・6・、1・8・及び2・3・中「警備油圧油10号第6改訂版補足改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる。

(事故自動緊急通報装置)

第五十一条の四 (略)

2 令和三年七月一日以降に製作された自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第六十七条の四及び第四百四十五条の四中「回規則改訂版の規則35.(通報先に係る部分を除く。)」とあるのは「回規則改訂版の規則35.(通報先に係る部分を除く。)」及び35.2.1と読み替えることができる。

3 次に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の四及び第四百四十五条の四の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二百一十号）による改正前の細目告示第六十七条の四及び第四百四十五条の四

第四十七条の三 保安基準第四十一条の五第四項及び細目告示第六十一条の三第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

(盗難発生警報装置)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車（平成二十八年七月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。）については、細目告示別添七十八別紙二1・6・、1・8・及び2・3・中「警備油圧油10号第6改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる。

(事故自動緊急通報装置)

第五十一条の四 (略)

2 令和三年七月一日以降に製作された自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第六十七条の四及び第四百四十五条の四中「回規則の規則35.(通報先に係る部分を除く。)」とあるのは「回規則の規則35.(通報先に係る部分を除く。)」及び35.2.1と読み替えることができる。

3 次に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の四及び第四百四十五条の四の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二百一十号）による改正前の細目告示第六十七条の四及び第四百四十五条の四

の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの

ハ (略)

三 令和四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(自動運行装置)

第五十五条の二 自動運行装置を備える自動車であつて、次に掲げるもののうち、細目告示第七十二条の二第十四号又は第五十条の二第一項第十四号の基準に適合するもの(高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車(自動運行装置作動中の最高速度が六十キロメートル毎時以下であるものに限る。))以外の自動車を除く。)にあつては、第七十二条の二第三号及び第五十条の二第一項第三号中「𑖑𑖒𑖓𑖔𑖕𑖖𑖗𑖘𑖙𑖚𑖛𑖜𑖝𑖞𑖟𑖠𑖡𑖢𑖣𑖤𑖥𑖦𑖧𑖨𑖩𑖪𑖫𑖬𑖭𑖮𑖯𑖰𑖱𑖲𑖳𑖴𑖵𑖶𑖷𑖸𑖹𑖺𑖻𑖼𑖽𑖾𑗀𑖿𑗁𑗂𑗃𑗄𑗅𑗆𑗇𑗈𑗉𑗊𑗋𑗌𑗍𑗎𑗏𑗐𑗑𑗒𑗓𑗔𑗕𑗖𑗗𑗘𑗙𑗚𑗛𑗜𑗝𑗞𑗟𑗠𑗡𑗢𑗣𑗤𑗥𑗦𑗧𑗨𑗩𑗪𑗫𑗬𑗭𑗮𑗯𑗰𑗱𑗲𑗳𑗴𑗵𑗶𑗷𑗸𑗹𑗺𑗻𑗼𑗽𑗾𑗿𑘀𑘁𑘂𑘃𑘄𑘅𑘆𑘇𑘈𑘉𑘊𑘋𑘌𑘍𑘎𑘏𑘐𑘑𑘒𑘓𑘔𑘕𑘖𑘗𑘘𑘙𑘚𑘛𑘜𑘝𑘞𑘟𑘠𑘡𑘢𑘣𑘤𑘥𑘦𑘧𑘨𑘩𑘪𑘫𑘬𑘭𑘮𑘯𑘰𑘱𑘲𑘳𑘴𑘵𑘶𑘷𑘸𑘹𑘺𑘻𑘼𑘽𑘾𑘿𑙀𑙁𑙂𑙃𑙄𑙅𑙆𑙇𑙈𑙉𑙊𑙋𑙌𑙍𑙎𑙏𑙐𑙑𑙒𑙓𑙔𑙕𑙖𑙗𑙘𑙙𑙚𑙛𑙜𑙝𑙞𑙟𑙠𑙡𑙢𑙣𑙤𑙥𑙦𑙧𑙨𑙩𑙪𑙫𑙬𑙭𑙮𑙯𑙰𑙱𑙲𑙳𑙴𑙵𑙶𑙷𑙸𑙹𑙺𑙻𑙼𑙽𑙾𑙿𑚀𑚁𑚂𑚃𑚄𑚅𑚆𑚇𑚈𑚉𑚊𑚋𑚌𑚍𑚎𑚏𑚐𑚑𑚒𑚓𑚔𑚕𑚖𑚗𑚘𑚙𑚚𑚛𑚜𑚝𑚞𑚟𑚠𑚡𑚢𑚣𑚤𑚥𑚦𑚧𑚨𑚩𑚪𑚫𑚬𑚭𑚮𑚯𑚰𑚱𑚲𑚳𑚴𑚵𑚷𑚶𑚸𑚹𑚺𑚻𑚼𑚽𑚾𑚿𑜀𑜁𑜂𑜃𑜄𑜅𑜆𑜇𑜈𑜉𑜊𑜋𑜌𑜍𑜎𑜏𑜐𑜑𑜒𑜓𑜔𑜕𑜖𑜗𑜘𑜙𑜚𑜛𑜜𑜝𑜞𑜟𑜠𑜡𑜢𑜣𑜤𑜥𑜦𑜧𑜨𑜩𑜪𑜫𑜬𑜭𑜮𑜯𑜰𑜱𑜲𑜳𑜴𑜵𑜶𑜷𑜸𑜹𑜺𑜻𑜼𑜽𑜾𑜿𑝀𑝁𑝂𑝃𑝄𑝅𑝆𑝇𑝈𑝉𑝊𑝋𑝌𑝍𑝎𑝏𑝐𑝑𑝒𑝓𑝔𑝕𑝖𑝗𑝘𑝙𑝚𑝛𑝜𑝝𑝞𑝟𑝠𑝡𑝢𑝣𑝤𑝥𑝦𑝧𑝨𑝩𑝪𑝫𑝬𑝭𑝮𑝯𑝰𑝱𑝲𑝳𑝴𑝵𑝶𑝷𑝸𑝹𑝺𑝻𑝼𑝽𑝾𑝿𑞀𑞁𑞂𑞃𑞄𑞅𑞆𑞇𑞈𑞉𑞊𑞋𑞌𑞍𑞎𑞏𑞐𑞑𑞒𑞓𑞔𑞕𑞖𑞗𑞘𑞙𑞚𑞛𑞜𑞝𑞞𑞟𑞠𑞡𑞢𑞣𑞤𑞥𑞦𑞧𑞨𑞩𑞪𑞫𑞬𑞭𑞮𑞯𑞰𑞱𑞲𑞳𑞴𑞵𑞶𑞷𑞸𑞹𑞺𑞻𑞼𑞽𑞾𑞿𑟀𑟁𑟂𑟃𑟄𑟅𑟆𑟇𑟈𑟉𑟊𑟋𑟌𑟍𑟎𑟏𑟐𑟑𑟒𑟓𑟔𑟕𑟖𑟗𑟘𑟙𑟚𑟛𑟜𑟝𑟞𑟟𑟠𑟡𑟢𑟣𑟤𑟥𑟦𑟧𑟨𑟩𑟪𑟫𑟬𑟭𑟮𑟯𑟰𑟱𑟲𑟳𑟴𑟵𑟶𑟷𑟸𑟹𑟺𑟻𑟼𑟽𑟾𑟿𑠀𑠁𑠂𑠃𑠄𑠅𑠆𑠇𑠈𑠉𑠊𑠋𑠌𑠍𑠎𑠏𑠐𑠑𑠒𑠓𑠔𑠕𑠖𑠗𑠘𑠙𑠚𑠛𑠜𑠝𑠞𑠟𑠠𑠡𑠢𑠣𑠤𑠥𑠦𑠧𑠨𑠩𑠪𑠫𑠬𑠭𑠮𑠯𑠰𑠱𑠲𑠳𑠴𑠵𑠶𑠷𑠸𑠺𑠹𑠻𑠼𑠽𑠾𑠿𑡀𑡁𑡂𑡃𑡄𑡅𑡆𑡇𑡈𑡉𑡊𑡋𑡌𑡍𑡎𑡏𑡐𑡑𑡒𑡓𑡔𑡕𑡖𑡗𑡘𑡙𑡚𑡛𑡜𑡝𑡞𑡟𑡠𑡡𑡢𑡣𑡤𑡥𑡦𑡧𑡨𑡩𑡪𑡫𑡬𑡭𑡮𑡯𑡰𑡱𑡲𑡳𑡴𑡵𑡶𑡷𑡸𑡹𑡺𑡻𑡼𑡽𑡾𑡿𑢀𑢁𑢂𑢃𑢄𑢅𑢆𑢇𑢈𑢉𑢊𑢋𑢌𑢍𑢎𑢏𑢐𑢑𑢒𑢓𑢔𑢕𑢖𑢗𑢘𑢙𑢚𑢛𑢜𑢝𑢞𑢟𑢠𑢡𑢢𑢣𑢤𑢥𑢦𑢧𑢨𑢩𑢪𑢫𑢬𑢭𑢮𑢯𑢰𑢱𑢲𑢳𑢴𑢵𑢶𑢷𑢸𑢹𑢺𑢻𑢼𑢽𑢾𑢿𑣀𑣁𑣂𑣃𑣄𑣅𑣆𑣇𑣈𑣉𑣊𑣋𑣌𑣍𑣎𑣏𑣐𑣑𑣒𑣓𑣔𑣕𑣖𑣗𑣘𑣙𑣚𑣛𑣜𑣝𑣞𑣟𑣠𑣡𑣢𑣣𑣤𑣥𑣦𑣧𑣨𑣩𑣪𑣫𑣬𑣭𑣮𑣯𑣰𑣱𑣲𑣳𑣴𑣵𑣶𑣷𑣸𑣹𑣺𑣻𑣼𑣽𑣾𑣿𑤀𑤁𑤂𑤃𑤄𑤅𑤆𑤇𑤈𑤉𑤊𑤋𑤌𑤍𑤎𑤏𑤐𑤑𑤒𑤓𑤔𑤕𑤖𑤗𑤘𑤙𑤚𑤛𑤜𑤝𑤞𑤟𑤠𑤡𑤢𑤣𑤤𑤥𑤦𑤧𑤨𑤩𑤪𑤫𑤬𑤭𑤮𑤯𑤰𑤱𑤲𑤳𑤴𑤵𑤶𑤷𑤸𑤹𑤺𑤻𑤼𑤽𑤾𑤿𑥀𑥁𑥂𑥃𑥄𑥅𑥆𑥇𑥈𑥉𑥊𑥋𑥌𑥍𑥎𑥏𑥐𑥑𑥒𑥓𑥔𑥕𑥖𑥗𑥘𑥙𑥚𑥛𑥜𑥝𑥞𑥟𑥠𑥡𑥢𑥣𑥤𑥥𑥦𑥧𑥨𑥩𑥪𑥫𑥬𑥭𑥮𑥯𑥰𑥱𑥲𑥳𑥴𑥵𑥶𑥷𑥸𑥹𑥺𑥻𑥼𑥽𑥾𑥿𑦀𑦁𑦂𑦃𑦄𑦅𑦆𑦇𑦈𑦉𑦊𑦋𑦌𑦍𑦎𑦏𑦐𑦑𑦒𑦓𑦔𑦕𑦖𑦗𑦘𑦙𑦚𑦛𑦜𑦝𑦞𑦟𑦠𑦡𑦢𑦣𑦤𑦥𑦦𑦧𑦨𑦩𑦪𑦫𑦬𑦭𑦮𑦯𑦰𑦱𑦲𑦳𑦴𑦵𑦶𑦷𑦸𑦹𑦺𑦻𑦼𑦽𑦾𑦿𑧀𑧁𑧂𑧃𑧄𑧅𑧆𑧇𑧈𑧉𑧊𑧋𑧌𑧍𑧎𑧏𑧐𑧑𑧒𑧓𑧔𑧕𑧖𑧗𑧘𑧙𑧚𑧛𑧜𑧝𑧞𑧟𑧠𑧡𑧢𑧣𑧤𑧥𑧦𑧧𑧨𑧩𑧪𑧫𑧬𑧭𑧮𑧯𑧰𑧱𑧲𑧳𑧴𑧵𑧶𑧷𑧸𑧹𑧺𑧻𑧼𑧽𑧾𑧿𑨀𑨁𑨂𑨃𑨄𑨅𑨆𑨇𑨈𑨉𑨊𑨋𑨌𑨍𑨎𑨏𑨐𑨑𑨒𑨓𑨔𑨕𑨖𑨗𑨘𑨙𑨚𑨛𑨜𑨝𑨞𑨟𑨠𑨡𑨢𑨣𑨤𑨥𑨦𑨧𑨨𑨩𑨪𑨫𑨬𑨭𑨮𑨯𑨰𑨱𑨲𑨳𑨴𑨵𑨶𑨷𑨸𑨹𑨺𑨻𑨼𑨽𑨾𑨿𑩀𑩁𑩂𑩃𑩄𑩅𑩆𑩇𑩈𑩉𑩊𑩋𑩌𑩍𑩎𑩏𑩐𑩑𑩒𑩓𑩔𑩕𑩖𑩗𑩘𑩙𑩚𑩛𑩜𑩝𑩞𑩟𑩠𑩡𑩢𑩣𑩤𑩥𑩦𑩧𑩨𑩩𑩪𑩫𑩬𑩭𑩮𑩯𑩰𑩱𑩲𑩳𑩴𑩵𑩶𑩷𑩸𑩹𑩺𑩻𑩼𑩽𑩾𑩿𑪀𑪁𑪂𑪃𑪄𑪅𑪆𑪇𑪈𑪉𑪊𑪋𑪌𑪍𑪎𑪏𑪐𑪑𑪒𑪓𑪔𑪕𑪖𑪗𑪘𑪙𑪚𑪛𑪜𑪝𑪞𑪟𑪠𑪡𑪢𑪣𑪤𑪥𑪦𑪧𑪨𑪩𑪪𑪫𑪬𑪭𑪮𑪯𑪰𑪱𑪲𑪳𑪴𑪵𑪶𑪷𑪸𑪹𑪺𑪻𑪼𑪽𑪾𑪿𑫀𑫁𑫂𑫃𑫄𑫅𑫆𑫇𑫈𑫉𑫊𑫋𑫌𑫍𑫎𑫏𑫐𑫑𑫒𑫓𑫔𑫕𑫖𑫗𑫘𑫙𑫚𑫛𑫜𑫝𑫞𑫟𑫠𑫡𑫢𑫣𑫤𑫥𑫦𑫧𑫨𑫩𑫪𑫫𑫬𑫭𑫮𑫯𑫰𑫱𑫲𑫳𑫴𑫵𑫶𑫷𑫸𑫹𑫺𑫻𑫼𑫽𑫾𑫿𑬀𑬁𑬂𑬃𑬄𑬅𑬆𑬇𑬈𑬉𑬊𑬋𑬌𑬍𑬎𑬏𑬐𑬑𑬒𑬓𑬔𑬕𑬖𑬗𑬘𑬙𑬚𑬛𑬜𑬝𑬞𑬟𑬠𑬡𑬢𑬣𑬤𑬥𑬦𑬧𑬨𑬩𑬪𑬫𑬬𑬭𑬮𑬯𑬰𑬱𑬲𑬳𑬴𑬵𑬶𑬷𑬸𑬹𑬺𑬻𑬼𑬽𑬾𑬿𑭀𑭁𑭂𑭃𑭄𑭅𑭆𑭇𑭈𑭉𑭊𑭋𑭌𑭍𑭎𑭏𑭐𑭑𑭒𑭓𑭔𑭕𑭖𑭗𑭘𑭙𑭚𑭛𑭜𑭝𑭞𑭟𑭠𑭡𑭢𑭣𑭤𑭥𑭦𑭧𑭨𑭩𑭪𑭫𑭬𑭭𑭮𑭯𑭰𑭱𑭲𑭳𑭴𑭵𑭶𑭷𑭸𑭹𑭺𑭻𑭼𑭽𑭾𑭿𑮀𑮁𑮂𑮃𑮄𑮅𑮆𑮇𑮈𑮉𑮊𑮋𑮌𑮍𑮎𑮏𑮐𑮑𑮒𑮓𑮔𑮕𑮖𑮗𑮘𑮙𑮚𑮛𑮜𑮝𑮞𑮟𑮠𑮡𑮢𑮣𑮤𑮥𑮦𑮧𑮨𑮩𑮪𑮫𑮬𑮭𑮮𑮯𑮰𑮱𑮲𑮳𑮴𑮵𑮶𑮷𑮸𑮹𑮺𑮻𑮼𑮽𑮾𑮿𑯀𑯁𑯂𑯃𑯄𑯅𑯆𑯇𑯈𑯉𑯊𑯋𑯌𑯍𑯎𑯏𑯐𑯑𑯒𑯓𑯔𑯕𑯖𑯗𑯘𑯙𑯚𑯛𑯜𑯝𑯞𑯟𑯠𑯡𑯢𑯣𑯤𑯥𑯦𑯧𑯨𑯩𑯪𑯫𑯬𑯭𑯮𑯯𑯰𑯱𑯲𑯳𑯴𑯵𑯶𑯷𑯸𑯹𑯺𑯻𑯼𑯽𑯾𑯿𑰀𑰁𑰂𑰃𑰄𑰅𑰆𑰇𑰈𑰉𑰊𑰋𑰌𑰍𑰎𑰏𑰐𑰑𑰒𑰓𑰔𑰕𑰖𑰗𑰘𑰙𑰚𑰛𑰜𑰝𑰞𑰟𑰠𑰡𑰢𑰣𑰤𑰥𑰦𑰧𑰨𑰩𑰪𑰫𑰬𑰭𑰮𑰯𑰰𑰱𑰲𑰳𑰴𑰵𑰶𑰷𑰸𑰹𑰺𑰻𑰼𑰽𑰾𑰿𑱀𑱁𑱂𑱃𑱄𑱅𑱆𑱇𑱈𑱉𑱊𑱋𑱌𑱍𑱎𑱏𑱐𑱑𑱒𑱓𑱔𑱕𑱖𑱗𑱘𑱙𑱚𑱛𑱜𑱝𑱞𑱟𑱠𑱡𑱢𑱣𑱤𑱥𑱦𑱧𑱨𑱩𑱪𑱫𑱬𑱭𑱮𑱯𑱰𑱱𑱲𑱳𑱴𑱵𑱶𑱷𑱸𑱹𑱺𑱻𑱼𑱽𑱾𑱿𑲀𑲁𑲂𑲃𑲄𑲅𑲆𑲇𑲈𑲉𑲊𑲋𑲌𑲍𑲎𑲏𑲐𑲑𑲒𑲓𑲔𑲕𑲖𑲗𑲘𑲙𑲚𑲛𑲜𑲝𑲞𑲟𑲠𑲡𑲢𑲣𑲤𑲥𑲦𑲧𑲨𑲩𑲪𑲫𑲬𑲭𑲮𑲯𑲰𑲱𑲲𑲳𑲴𑲵𑲶𑲷𑲸𑲹𑲺𑲻𑲼𑲽𑲾𑲿𑳀𑳁𑳂𑳃𑳄𑳅𑳆𑳇𑳈𑳉𑳊𑳋𑳌𑳍𑳎𑳏𑳐𑳑𑳒𑳓𑳔𑳕𑳖𑳗𑳘𑳙𑳚𑳛𑳜𑳝𑳞𑳟𑳠𑳡𑳢𑳣𑳤𑳥𑳦𑳧𑳨𑳩𑳪𑳫𑳬𑳭𑳮𑳯𑳰𑳱𑳲𑳳𑳴𑳵𑳶𑳷𑳸𑳹𑳺𑳻𑳼𑳽𑳾𑳿𑴀𑴁𑴂𑴃𑴄𑴅𑴆𑴇𑴈𑴉𑴊𑴋𑴌𑴍𑴎𑴏𑴐𑴑𑴒𑴓𑴔𑴕𑴖𑴗𑴘𑴙𑴚𑴛𑴜𑴝𑴞𑴟𑴠𑴡𑴢𑴣𑴤𑴥𑴦𑴧𑴨𑴩𑴪𑴫𑴬𑴭𑴮𑴯𑴰𑴱𑴲𑴳𑴴𑴵𑴶𑴷𑴸𑴹𑴺𑴻𑴼𑴽𑴾𑴿𑵀𑵁𑵂𑵃𑵄𑵅𑵆𑵇𑵈𑵉𑵊𑵋𑵌𑵍𑵎𑵏𑵐𑵑𑵒𑵓𑵔𑵕𑵖𑵗𑵘𑵙𑵚𑵛𑵜𑵝𑵞𑵟𑵠𑵡𑵢𑵣𑵤𑵥𑵦𑵧𑵨𑵩𑵪𑵫𑵬𑵭𑵮𑵯𑵰𑵱𑵲𑵳𑵴𑵵𑵶𑵷𑵸𑵹𑵺𑵻𑵼𑵽𑵾𑵿𑶀𑶁𑶂𑶃𑶄𑶅𑶆𑶇𑶈𑶉𑶊𑶋𑶌𑶍𑶎𑶏𑶐𑶑𑶒𑶓𑶔𑶕𑶖𑶗𑶘𑶙𑶚𑶛𑶜𑶝𑶞𑶟𑶠𑶡𑶢𑶣𑶤𑶥𑶦𑶧𑶨𑶩𑶪𑶫𑶬𑶭𑶮𑶯𑶰𑶱𑶲𑶳𑶴𑶵𑶶𑶷𑶸𑶹𑶺𑶻𑶼𑶽𑶾𑶿𑷀𑷁𑷂𑷃𑷄𑷅𑷆𑷇𑷈𑷉𑷊𑷋𑷌𑷍𑷎𑷏𑷐𑷑𑷒𑷓𑷔𑷕𑷖𑷗𑷘𑷙𑷚𑷛𑷜𑷝𑷞𑷟𑷠𑷡𑷢𑷣𑷤𑷥𑷦𑷧𑷨𑷩𑷪𑷫𑷬𑷭𑷮𑷯𑷰𑷱𑷲𑷳𑷴𑷵𑷶𑷷𑷸𑷹𑷺𑷻𑷼𑷽𑷾𑷿𑸀𑸁𑸂𑸃𑸄𑸅𑸆𑸇𑸈𑸉𑸊𑸋𑸌𑸍𑸎𑸏𑸐𑸑𑸒𑸓𑸔𑸕𑸖𑸗𑸘𑸙𑸚𑸛𑸜𑸝𑸞𑸟𑸠𑸡𑸢𑸣𑸤𑸥𑸦𑸧𑸨𑸩𑸪𑸫𑸬𑸭𑸮𑸯𑸰𑸱𑸲𑸳𑸴𑸵𑸶𑸷𑸸𑸹𑸺𑸻𑸼𑸽𑸾𑸿𑹀𑹁𑹂𑹃𑹄𑹅𑹆𑹇𑹈𑹉𑹊𑹋𑹌𑹍𑹎𑹏𑹐𑹑𑹒𑹓𑹔𑹕𑹖𑹗𑹘𑹙𑹚𑹛𑹜𑹝𑹞𑹟𑹠𑹡𑹢𑹣𑹤𑹥𑹦𑹧𑹨𑹩𑹪𑹫𑹬𑹭𑹮𑹯𑹰𑹱𑹲𑹳𑹴𑹵𑹶𑹷𑹸𑹹𑹺𑹻𑹼𑹽𑹾𑹿𑺀𑺁𑺂𑺃𑺄𑺅𑺆𑺇𑺈𑺉𑺊𑺋𑺌𑺍𑺎𑺏𑺐𑺑𑺒𑺓𑺔𑺕𑺖𑺗𑺘𑺙𑺚𑺛𑺜𑺝𑺞𑺟𑺠𑺡𑺢𑺣𑺤𑺥𑺦𑺧𑺨𑺩𑺪𑺫𑺬𑺭𑺮𑺯𑺰𑺱𑺲𑺳𑺴𑺵𑺶𑺷𑺸𑺹𑺺𑺻𑺼𑺽𑺾𑺿𑻀𑻁𑻂𑻃𑻄𑻅𑻆𑻇𑻈𑻉𑻊𑻋𑻌𑻍𑻎𑻏𑻐𑻑𑻒𑻓𑻔𑻕𑻖𑻗𑻘𑻙𑻚𑻛𑻜𑻝𑻞𑻟𑻠𑻡𑻢𑻣𑻤𑻥𑻦𑻧𑻨𑻩𑻪𑻫𑻬𑻭𑻮𑻯𑻰𑻱𑻲𑻳𑻴𑻵𑻶𑻷𑻸𑻹𑻺𑻻𑻼𑻽𑻾𑻿𑼀𑼁𑼂𑼃𑼄𑼅𑼆𑼇𑼈𑼉𑼊𑼋𑼌𑼍𑼎𑼏𑼐𑼑𑼒𑼓𑼔𑼕𑼖𑼗𑼘𑼙𑼚𑼛𑼜𑼝𑼞𑼟𑼠𑼡𑼢𑼣𑼤𑼥𑼦𑼧𑼨𑼩𑼪𑼫𑼬𑼭𑼮𑼯𑼰𑼱𑼲𑼳𑼴𑼵𑼶𑼷𑼸𑼹𑼺𑼻𑼼𑼽𑼾𑼿𑽀𑽁𑽂𑽃𑽄𑽅𑽆𑽇𑽈𑽉𑽊𑽋𑽌𑽍𑽎𑽏𑽐𑽑𑽒𑽓𑽔𑽕𑽖𑽗𑽘𑽙𑽚𑽛𑽜𑽝𑽞𑽟𑽠𑽡𑽢𑽣𑽤𑽥𑽦𑽧𑽨𑽩𑽪𑽫𑽬𑽭𑽮𑽯𑽰𑽱𑽲𑽳𑽴𑽵𑽶𑽷𑽸𑽹𑽺𑽻𑽼𑽽𑽾𑽿𑾀𑾁𑾂𑾃𑾄𑾅𑾆𑾇𑾈𑾉𑾊𑾋𑾌𑾍𑾎𑾏𑾐𑾑𑾒𑾓𑾔𑾕𑾖𑾗𑾘𑾙𑾚𑾛𑾜𑾝𑾞𑾟𑾠𑾡𑾢𑾣𑾤𑾥𑾦𑾧𑾨𑾩𑾪𑾫𑾬𑾭𑾮𑾯𑾰𑾱𑾲𑾳𑾴𑾵𑾶𑾷𑾸𑾹𑾺𑾻𑾼𑾽𑾾𑾿𑿀𑿁𑿂𑿃𑿄𑿅𑿆𑿇𑿈𑿉𑿊𑿋𑿌𑿍𑿎𑿏𑿐𑿑𑿒𑿓𑿔𑿕𑿖𑿗𑿘𑿙𑿚𑿛𑿜𑿝𑿞𑿟𑿠𑿡𑿢𑿣𑿤𑿥𑿦𑿧𑿨𑿩𑿪𑿫𑿬𑿭𑿮𑿯𑿰𑿱𑿲𑿳𑿴𑿵𑿶𑿷𑿸𑿹𑿺𑿻𑿼𑿽𑿾𑿿

一 令和四年六月三十日以前に製作された自動車

二 令和四年七月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ (略)

(新設)

ロ (略)

三 令和四年八月三十一日(輸入された自動車にあつては令和六年六月三十日)以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(自動運行装置)

第五十五条の二 自動運行装置を備える自動車のうち、細目告示第七十二条の二第十四号又は第五十条の二第一項第十四号の基準に適合するもの(高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車(自動運行装置作動中の最高速度が六十キロメートル毎時以下であるものに限る。))以外の自動車を除く。)にあつては、当分の間、第七十二条の二第三号及び第五十条の二第一項第三号中「𑖑𑖒𑖓𑖔𑖕𑖖𑖗𑖘𑖙𑖚𑖛𑖜𑖝𑖞𑖟𑖠𑖡𑖢𑖣𑖤𑖥𑖦𑖧𑖨𑖩𑖪𑖫𑖬𑖭𑖮𑖯𑖰𑖱𑖲𑖳𑖴𑖵𑖶𑖷𑖸𑖹𑖺𑖻𑖼𑖽𑖾𑗀𑖿𑗁𑗂𑗃𑗄𑗅𑗆𑗇𑗈𑗉𑗊𑗋𑗌𑗍𑗎𑗏𑗐𑗑𑗒𑗓𑗔𑗕𑗖𑗗𑗘𑗙𑗚𑗛𑗜𑗝𑗞𑗟𑗠𑗡𑗢𑗣𑗤𑗥𑗦𑗧𑗨𑗩𑗪𑗫𑗬𑗭𑗮𑗯𑗰𑗱𑗲𑗳𑗴𑗵𑗶𑗷𑗸𑗹𑗺𑗻𑗼𑗽𑗾𑗿𑘀𑘁𑘂𑘃𑘄𑘅𑘆𑘇𑘈𑘉𑘊𑘋𑘌𑘍𑘎𑘏𑘐𑘑𑘒𑘓𑘔𑘕𑘖𑘗𑘘𑘙𑘚𑘛𑘜𑘝𑘞𑘟𑘠𑘡𑘢𑘣𑘤𑘥𑘦𑘧𑘨𑘩𑘪𑘫𑘬𑘭𑘮𑘯𑘰𑘱𑘲𑘳𑘴𑘵𑘶𑘷𑘸𑘹𑘺𑘻𑘼𑘽𑘾𑘿𑜀𑜁𑜂𑜃𑜄𑜅

- ロ 令和四年七月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車

(制動装置)

第六十二条 (略)

2513 (略)

14 次に掲げる原動機付自転車（最高速度五十キロメートル毎時以下の第一種原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。）については、細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和五年八月三十一日以前に製作された原動機付自転車
- 二 令和五年九月一日以降に製作された原動機付自転車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和五年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車
 - ロ 令和五年九月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について新たに認定を受けた原動機付自転車であつて、令和五年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車と制動装置に係る性能が同一であるもの

(後部反射器)

第六十七条の二 (略)

2 保安基準第六十三条の規定が適用される原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二・四・16・2・及

(制動装置)

第六十二条 (略)

2513 (略)

(新設)

(後部反射器)

第六十七条の二 (略)

(新設)

3||
(略)
び4・17・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二百一十号）による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2及び4・17・2の規定に適合するものであればよい。

2||
(略)

(道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示の一部改正)

第三条 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示(平成二十八年国土交通省告示第六百十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下この条において同じ。)の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示

(審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者)

第一条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

(表略)

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

第十六号

第七号

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。)
第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験

改正前

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示

(審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者)

第一条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

(表略)

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号(同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

第十六号

第七号

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験

(審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報)

第三条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号及び第五号(これらの規定を同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに別表第二備考第四号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

(審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報)

第三条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号及び第五号(これらの規定を同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに別表第二備考第四号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

（自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第四条 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和二年国土交通省告示第七百八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。



改 正 後	改 正 前
<p>(許可の基準)</p> <p>第1条 自動車の特定改造等の許可に関する省令（以下「省令」という。）<u>第4条第1項の告示で定める基準は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限定。）及び協定規則第155号の技術的な要件（同規則の規則7.2.に限定。）に定める基準とする。</u>（別添1）</p> <p>(記録及び保管する情報)</p> <p>第2条 省令第5条第2号の告示で定める情報は、<u>協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.2.に限定。）に規定する情報とする。</u></p> <p>(サイバーセキュリティを確保するために必要な措置)</p> <p>第3条 省令第5条第3号の告示で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>協定規則第155号の技術的な要件（同規則の規則7.2.2.(a)、(f)及び(g)及び(h)に限定。）に規定するプロセスを確実に実行すること。</u></p> <p>二 1年を超えない間隔又は必要に応じてより短い間隔で、次のイ及びロに掲げる事項を国土交通大臣及び独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所に報告すること。</p> <p>イ <u>協定規則第155号の技術的な要件（同規則の規則7.2.2.(g)に限定。）の監視に係る活動の結果（新たなサイバー攻撃に関連する情報を含む。）</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(特定改造等の適確な実施のために必要な事項)</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第1条 自動車の特定改造等の許可に関する省令（以下「省令」という。）<u>第4条第1項第1号の告示で定める基準は、別添1「プログラム等改変業務管理システムの技術基準」及び別添2「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」に定める基準とする。</u></p> <p><u>2</u> 省令第4条第1項第2号の告示で定める基準は、別添1「プログラム等改変業務管理システムの技術基準」に定める基準とする。</p> <p>(記録及び保管する情報)</p> <p>第2条 省令第5条第2号の告示で定める情報は、<u>別添1「プログラム等改変業務管理システムの技術基準」3.2.に規定する情報とする。</u></p> <p>(サイバーセキュリティを確保するために必要な措置)</p> <p>第3条 省令第5条第3号の告示で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>別添2「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」3.2.(1)、(6)、(7)及び(8)に規定するプロセスを確実に実行すること。</u></p> <p>二 1年を超えない間隔又は必要に応じてより短い間隔で、次のイ及びロに掲げる事項を国土交通大臣及び独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所に報告すること。</p> <p>イ <u>別添2「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」3.2.2.(7)の監視に係る活動の結果（新たなサイバー攻撃に関連する情報を含む。）</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(特定改造等の適確な実施のために必要な事項)</p>

第4条 省令第5条第4号の告示で定める事項は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.1.1.、7.1.1.11.、7.1.1.12.及び7.1.3.1.に限る。）に規定するプロセス並びに協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.4.2.に限る。）に規定するプロセス及び手順を確実に実行することとする。

（省令附則第2項に規定する国土交通大臣が告示で定めるもの）

第5条 省令附則第2項の告示で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第14条第20項、第24項及び第26項の規定の適用を受ける自動車とする。

附 則

（割る）

（関係告示の廃止）

第2条（略）

第4条 省令第5条第4号の告示で定める事項は、別添1「プログラム等改変業務管理システムの技術基準」3.1.1.、3.1.11.、3.1.12.及び3.3.1.に規定するプロセス並びに同別添3.4.2.に規定するプロセス及び手順を確実に実行することとする。

（省令附則第2項に規定する国土交通大臣が告示で定めるもの）

第5条 省令附則第2項の告示で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第14条第20項の規定の適用を受ける自動車とする。

附 則

（経過措置）

第2条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第14条第22項の規定の適用を受ける自動車については、特定改造等を行う者に対するこの告示の適用については、第3条第1号中「3.2.2.(1)、(6)、(7)及び(8)」とあるのは「3.2.2.(1)、(6)及び(7)」と、別添2「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」3.2.2.中「プロセスにより、別紙に規定するリスク及び軽減策を含め」とあるのは「プロセスにより」と、同別添3.2.2.(2)中「プロセス。当該プロセスにおいては、別紙のパートAに規定する脅威その他の関連する脅威が考慮されるものとする。」とあるのは「プロセス」とすることができるものとし、第3条第2号並びに同別添3.2.2.(8)及び3.2.3.から3.2.4.2.までの規定は、適用しない。

（関係告示の廃止）

第3条（略）

(削る)

別添1

プログラム等改変業務管理システムの技術基準

(削る)

別添2

サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準



附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年一月三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第六条、第二十二條第四項、第八十四條、第百條第四項、第百六十二條及び第百七十八條第四項の改正規定 公布の日

二 次に掲げる規定 令和三年一月二十二日

イ 第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第十八條第二項第三号、第二十條第四項第二号、第二十一條第三項、第四項及び第六項第四号、第七十二條の二、第九十六條第三項第三号、第九十八條第四項第二号、第九十九條第三項、第四項、第八項第四号及び第十項第一号並びに第百五十條の二並びに別添百十一及び別添百二十から別添百二十二までの改正規定

ロ 第二条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十二條第十五項、第十三條第二十項、第十四條第二十項、第二十四項から第二十六項まで及び第三十項並びに第五十五條の二の改正規定

ハ 第三条及び第四条の規定

(経過措置)

第二条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四条第二十二項の規定の適用を受ける自動車について、特定改造等をしようとする者に対する自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の適用については、この告示による改正後の自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（以下「新告示」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。この場合において、この告示による改正前の自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（以下「旧告示」という。）第三条第一号中「3.2.2.(1)、(6)、(7)及び(8)」とあるのは「3.2.2.(1)、(6)及び(7)」と、旧告示別添二「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」3.2.2.2中「プロセスにより、別表に規定するリスク及び軽減策を吟め」とあるのは「プロセスにより」と、同別添3.2.2.2(2)中「プロセス。当該プロセスにおいては、別表のメンバーAに規定する脅威その他の関連する脅威が考慮されるものとする。」とあるのは「プロセス」とすることができるものとし、旧告示第三条第二号並びに同別添3.2.2.(8)及び3.2.3.2から3.2.4.2までの規定は、適用しない。

2 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四条第二十五項の規定の適用を受ける自動車について、特定改造等をしようとする者に対する自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の適用については、

新告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。